

令和2年 第4回定例会

瀬戸内町議会会議録

令和2年 12月10日 開会
令和2年 12月14日 閉会

瀬戸内町議会

瀬戸内町議会会議録目次

令和2年第4回瀬戸内町議会定例会

会期日程	1
第1日(12月10日)	
1. 議事日程	3
1. 本日の会議に付した事件	3
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 仮議席の指名	5
1. 議席の指定	7
1. 会議録署名議員の指名	7
1. 会期の決定	7
1. 副議長の選挙	7
1. 常任委員の選任	9
1. 議会運営委員の選任	10
1. 大島地区消防組合議会議員の選挙	10
1. 奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙	12
1. 大島地区衛生組合議会議員の選挙	12
1. 散 会	13
第2日(12月11日)	
1. 議事日程	15
1. 本日の会議に付した事件	16
1. 開 議	18
1. 議案第140号上程	18
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第141号上程	19
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第117号上程	20
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第118号上程	32
(説明・質疑・討論・表決)	

1. 議案第 119 号上程	34
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 120 号上程	35
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 121 号上程	36
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 122 号上程	37
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 123 号上程	38
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 124 号上程	39
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 125 号上程	40
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 126 号上程	41
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 127 号上程	42
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 128 号上程	42
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 129 号上程	43
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 130 号上程	46
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 131 号上程	47
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 132 号上程	48
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 133 号上程	49
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 134 号上程	52
(説明・質疑・討論・表決)	

1. 議案第 135 号上程	53
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 136 号上程	55
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 137 号上程	56
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 138 号上程	57
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 139 号上程	58
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議案第 142 号上程	59
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 散 会	62

第 3 日 (12 月 14 日)

1. 議事日程	64
1. 本日の会議に付した事件	64
1. 開 議	66
1. 一般質問	66
○安 和弘 議員	66
○元井 直志 議員	71
○永井しずの 議員	74
○柳谷 昌臣 議員	76
○中村 義隆 議員	81
○泰山 祐一 議員	87
○福田 鶴代 議員	94
1. 議案第 143 号上程	99
(説明・質疑・討論・表決)	
1. 議員派遣の件	99
1. 閉会中の継続審査・調査申し出の件	100
1. 閉 会	100

令和2年第4回瀬戸内町定例会

会期日程

令和2年第4回瀬戸内町議会定例会会期日程

令和2年12月10日開会～ 12月14日閉会 会期5日間

月	日	曜日	会議別	会議の内容	備考
12	10	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○仮議席の指定 ○議長選挙 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○副議長選挙 ○常任委員選挙 ○議会運営委員の選任 ○大島地区消防組合議会議員選挙 ○大島農業共済事務組合議会議員選挙 ○奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員選挙 ○大島地区衛生組合議会議員選挙 	<p>運営委員会 全員協議会 各常任委員会</p>
	11	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○議案上程 	
	14	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○一般質問 通告1 安 和弘 議員 通告2 元井 直志 議員 通告3 永井しずの 議員 通告4 柳谷 昌臣 議員 通告5 中村 義隆 議員 通告6 泰山 祐一 議員 通告7 福田 鶴代 議員 ○議案上程 ○議員派遣の件 ○閉会中の継続審査・調査申出 ○閉会 	

令和2年第4回瀬戸内町定例会

第 1 日

令和2年12月10日

令和2年第4回瀬戸内町議会定例会
令和2年12月10日（木）午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 開議の宣告
- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙

【追加日程】

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 常任委員の選任
- 日程第 6 議会運営委員の選任
- 日程第 7 大島地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第 8 大島農業共済事務組合議会議員の選挙
- 日程第 9 奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙
- 日程第10 大島地区衛生組合議会議員の選挙

※議会運営委員会

※全員協議会

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事

- 議事日程のとおり

令和2年第4回瀬戸内町議会定例会 12月10日（木）

○出席議員は、次のとおりである。（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	泰山祐一君	2番	福田鶴代君
3番	永井しずの君	5番	柳谷昌臣君
6番	元井直志君	7番	池田啓一君
8番	向野忍君	9番	中村義隆君
10番	岡田弘通君	11番	安和弘君

○欠席議員は、次のとおりである。（0名）

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	鼻克己君	事務局次長	福山浩也君
庶務議事係	法永由美君		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	鎌田愛人君
副町長	奥田耕三君
教育長	中村洋康君
総務課長	福原章仁君

△ 開 会 午前10時20分

○事務局長（昇 克己君） 事務局長の昇です。本定例会は一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員で安 和弘議員が年長の議員でございますので、御紹介します。安 和弘議員、議長席の方へよろしく願いいたします。

○臨時議長（安 和弘君） 皆さん、こんにちは。ただいま紹介されました安でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまから、令和2年第4回瀬戸内町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第1号のとおりであります。

△ 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（安 和弘君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

○臨時議長（安 和弘君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○臨時議長（安 和弘君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、泰山祐一君及び2番、福田鶴代君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

○臨時議長（安 和弘君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（安 和弘君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○臨時議長（安 和弘君） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

[投票]

○臨時議長（安 和弘君） 投票漏れはありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（安 和弘君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

1番、泰山祐一君及び2番、福田鶴代君、開票の立ち合いをお願いします。

[開票]

○臨時議長（安 和弘君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。

有効投票のうち、向野 忍君8票、岡田弘通君2票、以上であります。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、向野 忍君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開場]

○臨時議長（安 和弘君） ただいま、議長に当選されました向野 忍君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

向野 忍君を紹介します。

[発言する者あり]

○臨時議長（安 和弘君） 向野君、壇上にて挨拶をお願いします。

[発言する者あり]

○議長（向野 忍君） 皆さん、こんにちは。ただいまの議長選挙におきまして、議長に当選させていただきました。誠にありがとうございます。身に余る光栄であり、心から感謝申し上げますとともに、責任の重さを痛感しているところでございます。

さて、国内外において、新型コロナウイルスの感染が止まりません。瀬戸内町においても、9名の感染が確認されたところです。5日以降、昨日まで新たな感染者は確認されていませんけれども、予断を許さない状況にあると思います。感染された方々の1日も早い快復をお祈りするとともに、治療に従事されていらっしゃる医療関係の皆様には敬意と感謝を申し上げます。私たち一人一人が、今後、更なる感染防止対策に努め、そして、正しい情報の下、冷静に、なおかつ、思いやりのある行動をとっていきましょう。私たち議会におきましても、今後、感染防止対策を徹底しながら、皆さんの御協力をいただき、町当局の監視、そして、評価機能を充実、強化させながら、議員各位による議論を活発に交わし、政策立案、そして、提案のできる議会へ議会改革を進めていく必要があると思います。町当局と競い合い、そして、協力し合いながら、町民全体の福祉の向上及び町政の発展のため、議員一同、一丸となって取り組み、そして、町民から信頼され、品格と存在感

のある、新しい時代の議会に取り組んでいきたいと思ひます。議員の皆様、そして、町当局の皆様、より一層の御協力をお願い申し上げ、議長就任の御挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○臨時議長（安 和弘君） 皆様の御協力、誠にありがとうございました。
休憩します。

休憩 午前10時35分

開議 午前10時36分

○事務局長（鼻 克己君） 向野 忍議長、議長席へお付き願ひます。

○議長（向野 忍君） 再開します。

△ 追加日程第1 議席の指定

○議長（向野 忍君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によつて、ただいま着席のとおり、指定いたします。
議席の氏名票を立ててください。

△ 追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（向野 忍君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

議席1番、泰山祐一君並びに議席2番、福田鶴代君を指名します。

△ 追加日程第3 会期の決定について

○議長（向野 忍君） 追加日程第3、会期の決定についてを議題をします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの6日間にしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よつて、会期は本日から12月15日までの6日間に決定しました。

△ 追加日程第4 副議長の選挙

○議長（向野 忍君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（向野 忍君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、永井しずの君及び5番、柳谷昌臣君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

○議長（向野 忍君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（向野 忍君） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票をお願いします。

[投票]

○議長（向野 忍君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

3番、永井しずの君及び5番、柳谷昌臣君、開票の立ち合いをお願いします。

[開票]

○議長（向野 忍君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。

有効投票のうち、池田啓一君7票、岡田弘通君1票、中村義隆君1票、元井直志1票。

以上であります。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、池田啓一君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開場]

○議長（向野 忍君） ただいま副議長に当選されました池田啓一君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

池田啓一君を紹介します。

壇上にて挨拶をお願いします。

○副議長（池田啓一君） 誠にありがとうございます。副議長として議長を支え、また、新しい議員の方々、3名おられます。声をよくよく聞いて、開かれた議会じゃなく、町民に身近な議会となるよう、精一杯議長を支えてまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（向野 忍君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○町長（鎌田愛人君） 議長のお許しをいただき、一言、御挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、先の議会議員選挙においての御当選、誠にありがとうございます。今回の選挙で再選された議員の皆様、そして、初めて当選された議員の皆様、それぞれの思いで議会に臨まれていることだと思います。今回、投票された町民の皆様は、これまでの議員それぞれの実績を踏まえた投票行動、一方で、新人議員が3名当選したことから、議会に変化を求める投票行動などがあったのではないかと考えられます。

さて、本町の町政運営につきましては、現下の新型コロナウイルス感染症対策の取組や、瀬戸内町長期振興計画、瀬戸内町ひと・まち・しごと創生総合戦略などの各種施策の実績と併せ、財政の健全化など、取り組むべき課題が山積しております。私どもとしましては、新型コロナウイルス感染症対策と各種計画の実施や諸課題の解決への取組など、本町の発展と住民福祉の向上を図るべく、議員の皆様とは地方自治を担う両輪として、お互いに切磋琢磨し、協力し合い、ともに取り組んでまいりたいと考えております。先ほど議長に選出されました向野 忍議長、副議長に選出されました池田啓一副議長には、重ねてお祝いを申し上げます。

結びに、議員各位のますますの御活躍を御祈念申し上げ、初議会における町長としての挨拶といたします。

○議長（向野 忍君） ありがとうございます。

休憩します。

休憩 午前10時50分

開議 午前11時30分

○議長（向野 忍君） 再開します。

△ 追加日程第5 常任委員の選任

○議長（向野 忍君） 追加日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、配布いたしております常任委員名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員名簿のとおり選任することに決定しました。

休憩します。

各常任委員会の正・副委員長の互選のため、議員控室にお集まりください。

休憩 午前11時31分

開議 午前11時36分

○議長（向野 忍君） 各常任委員会の正・副委員長の互選結果について報告いたします。

総務経済常任委員長に元井直志君。副委員長に永井しずの君。

文教厚生常任委員長に柳谷昌臣君。副委員長に福田鶴代君。

以上のとおりであります。

△ 追加日程第6 議会運営委員の選任

○議長（向野 忍君） 追加日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、議会運営委員に関する申し合わせ事項により、副議長、各常任委員会正・副委員長を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員はただいま指名したとおり、選任することに決定しました。

休憩します。

休憩 午前11時37分

開議 午前11時41分

○議長（向野 忍君） 再開します。

議会運営委員会の正・副委員長の互選結果について報告いたします。

議会運営委員長に柳谷昌臣君、副委員長に元井直志君。

以上のとおりであります。

△ 追加日程第7 大島地区消防組合議会議員の選挙

○議長（向野 忍君） 追加日程第7、大島地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

大島地区消防組合議会議員に柳谷昌臣君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました柳谷昌臣君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、柳谷昌臣君が大島地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました柳谷昌臣君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、告知をします。

○議長（向野 忍君） 追加日程第8、大島農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

大島農業共済事務組合議会議員に元井直志君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました元井直志君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、元井直志が大島農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました元井直志君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、告知をします。

△ 追加日程第9 奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙

○議長（向野 忍君） 追加日程第9、奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員に泰山祐一君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました泰山祐一君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、泰山祐一君が奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました泰山祐一君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、告知をします。

△ 追加日程第10 大島地区衛生組合議会議員の選挙

○議長（向野 忍君） 追加日程第10、大島地区衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君）異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

大島地区衛生組合議会議員に池田啓一君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました池田啓一君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君）異議なしと認めます。

よって、池田啓一君が大島地区衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました池田啓一君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、告知をします。

○議長（向野 忍君）以上で、本日の日程は終了しました。

明日、12月11日金曜日は午前9時30分から本会議を開きます。

日程は議案審議であります。

本日はこれで散会します。

散会 11時47分

令和2年第4回瀬戸内町定例会

第 2 日

令和2年12月11日

令和2年第4回瀬戸内町議会定例会

令和2年12月11日（金）午後9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

○開議の宣告

- 日程第 1 発議第140号 職員の給与に関する条例の一部を改正する専決処分事項の承認について
- 日程第 2 議案第141号 町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する専決処分事項の承認について
- 日程第 3 議案第117号 令和2年度瀬戸内町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第 4 議案第118号 令和2年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 5 議案第119号 令和2年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第120号 令和2年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 7 議案第121号 令和2年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 8 議案第122号 令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 議案第123号 令和2年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第124号 令和2年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第125号 令和2年度瀬戸内町水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第126号 令和2年度加計呂麻港（俵地区）改修工事請負変更契約の締結について
- 日程第13 議案第127号 瀬戸内町会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第128号 瀬戸内町情報公開条例の一部改正について
- 日程第15 議案第129号 瀬戸内町課設置条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第130号 瀬戸内町自然体験宿泊施設の管理に関する条例の廃止について
- 日程第17 議案第131号 瀬戸内町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第132号 税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
- 日程第19 議案第133号 古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第20 議案第134号 瀬戸内町町営住宅等設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第135号 瀬戸内町駐車場条例の一部改正について
- 日程第22 議案第136号 瀬戸内町立学校設置に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第137号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について
- 日程第24 議案第138号 公有水面埋立（勝能地区）について
- 日程第25 議案第139号 公有水面埋立（伊目地区）について
- 日程第26 議案第142号 令和2年度瀬戸内町一般会計補正予算（第9号）について

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事

- 議事日程のとおり

令和2年第4回瀬戸内町議会定例会 12月11日（金）

○出席議員は、次のとおりである。（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	泰山祐一君	2番	福田鶴代君
3番	永井しずの君	5番	柳谷昌臣君
6番	元井直志君	7番	池田啓一君
8番	向野忍君	9番	中村義隆君
10番	岡田弘通君	11番	安和弘君

○欠席議員は、次のとおりである。（0名）

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	鼻克己君	事務局次長	福山浩也君
庶務議事係	法永由美君		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	鎌田愛人君	財産管理課長	加藤和正君
副町長	奥田耕三君	水道課長	田中秀幸君
教育長	中村洋康君	会計管理者兼 会計課長	信島輝久君
総務課長	福原章仁君	農委事務局長	中村和仁君
企画課長	登島敏文君	教育委員会 総務課長	長順一君
税務課長	勇忠一君	社会教育課長	泉重行君
町民生活課長	徳田義孝君	総務課財政補佐	鼻憲二君
保健福祉課長	真地浩明君	総務課人事係長	川畑公一君
商工観光課長	町田孝明君		
水産振興課長	義田公造君		
農林課長	川畑金徳君		
建設課長	西村強志君		

△ 開 会 午前9時30分

○議長（向野 忍君） これより、本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

議案質疑の前に、本町で9例の新型コロナウイルス感染が確認されています。12月5日以降、新たな感染は確認されていませんが、予断を許さない状況であることを鑑み、議会としても感染予防対策を講じることとしました。会議開催に当たって可能な限り3密を避けるとともに、会期及び発言時間を短縮することとしました。そこで、議案に対しての質疑時間は当局答弁を含めて、今回は30分以内とします。

△ 日程第1 議案第140号 職員の給与に関する条例の一部を改正する専決処分事項の承認について

○議長（向野 忍君） 日程第1、議案第140号、職員の給与に関する条例の一部を改正する専決処分事項の承認についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案説明の前に、現下の新型コロナウイルス感染症における、瀬戸内町における感染者の、された皆様方に心よりお見舞いを申し上げますとともに、PCR検査など携わっていただきました医療従事者の皆様方に感謝申し上げたいと思います。未だ感染経路が不明なままです。5日以降、感染者の確認はされておられません、先ほど議長からもありましたように予断を許さない状況は続いております。町民の皆様方にも感染防止に努めていただきますとともに、感染者やその御家族への配慮も含め、落ち着いた行動、とっていただきますよう、心からお願いを申し上げます。

それでは、議案第140号、職員の給与に関する条例の一部を改正する専決処分事項の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、人事院勧告により、国家公務員の給与法の一部改正が行われたことに伴い、職員の給与に関する条例を国に準じて改正するものであります。主な改正点は、12月の期末手当の支給率を0.05月引き下げ、令和3年度以降の期末手当につきましては、6月、12月とも1.275月分と同一月数へ改めるものであります。また、採用、再任用職員については、引用元の改正に伴う改正であります。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（池田啓一君） 議案に対する質疑ではありませんけれども、この議案がね、140号と141号、間違っている。

○議長（向野 忍君） マイクを立ててください。

○7番（池田啓一君） その配付されているこの内容がちょっと違うんだけど。日程第1は141号

になっています。ただ、その間違いの訂正を。

○議長（向野 忍君） 休憩します。

休憩 午前 9時34分

開議 午前 9時41分

○議長（向野 忍君） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第140号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第140号、職員の給与に関する条例の一部を改正する専決処分事項の承認については、承認することに決定されました。

△ 日程第2 議案第141号 町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する専決処分事項の承認について

○議長（向野 忍君） 日程第2、議案第141号、町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する専決処分事項の承認についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第141号、町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する専決処分事項の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、人事院勧告により、国家公務員の給与法の一部改正が行われたことに伴い、町長等の給与等に関する条例等を国に準じて改正するものであります。主な改正点は、12月の期末手当の支給率を0.05月引き下げ、令和3年度以降の期末手当につきましては、6月、12月とも1.675月分と同一月数へ改めるものであります。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第141号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第141号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する専決処分事項の承認については、承認することに決定されました。

△ 日程第3 議案第117号 令和2年度瀬戸内町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（向野 忍君） 日程第3、議案第117号、令和2年度瀬戸内町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第117号、令和2年度瀬戸内町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第7号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、第1表、第2表及び第3表のとおり、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、第1表の歳出について申し上げます。公共施設維持管理基金に積立金として1億5,000万円を追加したこと。衛生費の一般廃棄物処理施設建設事業費に3,720万円を追加したこと。教育費の小学校費に1,464万5,000円、中学校費に1,237万円を追加したこと。総務費、農林水産業費、商工費及び教育費に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、総額1億5,441万6,000円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。国庫支出金の総務費国庫補助金に地方創生臨時交付金として1億2,169万8,000円を追加したこと。繰入金のふるさと応援基金繰入金から2,561万5,000円を減額したこと。

次に、第2表の債務負担行為補正及び第3表の地方債補正について申し上げます。事業等の決定により、追加及び変更を行ったことであります。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（柳谷昌臣君） おはようございます。それでは、今回のこの補正予算も地方創生臨時交付金
がかなり活用されている予算だと思われま。その中で、何点か質問させていただきます。

まず、19ページ。19ページの18目、18節の負担金の中のドローンを活用した物資輸送事業。こちら
の内容をお願いします。

○企画課長（登島敏文君） これはですね、今回のこの交付金事業を使って加計呂麻島、与路島、請
島の地理的不利性を解消すべく、大型輸送ができるドローンの実証実験を行うってことでございま
す。

○5番（柳谷昌臣君） これは、大型の、災害ということですが、例えば、その件で船が何日間止ま
ったりとか、もうそういう、決まりごとにはもう決めてらっしゃいますでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） この件に関しましては、今回、JALグループ、それから、三井住友グ
ループと包括連携協定を結んでおります。その中で、いろんな法的な規制ですね、航空法の規制と
か、その運航管理全般と、いろんなリスクに関することを、JALさんとその三井住友グループ、
保険グループ、保険の企業さんがこれから検証して行って、そして、実際の飛行につなげていくと
いうことを予定しております。

○5番（柳谷昌臣君） これは、例えば西方地区とか、そういう大きい災害があったときに、陸の孤
島になる可能性があるところも出てくるかと思いますが、そちらの方にも活用はできるようになる
のでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 今、予定しておりますのが、そのドイツ製の大型ドローンでございまし
て、それが今のところ飛行が43kmまでは可能であるということで、実際、瀬戸内町のほぼ全、古
仁屋を拠点としてですね、全エリアはカバー、直線距離でいくとほぼほぼカバーできるのではない
かと思っておりますし、実際にその道路が遮断されたときとかですね、その箇所を何度もその大
型ドローンで往復して物資を輸送したりとか、そういったことも想定にいれております。

○5番（柳谷昌臣君） そうですね、このように、いつこの町も、また、大きな災害、起こるか分か
りません。それに対して、いろんな準備をすることは本当にとっても大事、重要になってくると思
います。是非、いろんなパターンを想定して、いつでも対応できる、そのような環境を、是非、すぐ
つくっていただきたいと思います。

次に、27ページをお願いします。27ページ、6款1項4目の農業振興費、この中の委託料で特産品
PR委託料、500万組まれています。その内容をお願いします。

○農林課長（川畑金徳君） これはですね、来島者、帰省者、あとコロナ等で帰省できなかった、町
出身者の学生へ特産品を届けるということなんです。

○5番（柳谷昌臣君） 町内の出身で、当該に出ている出身者とか、あとは観光でこっちに来ている
方とかに対して特産品を配るということによろしいでしょうか。

○農林課長（川畑金徳君） はい、そのとおりです。

○5番（柳谷昌臣君） これ、特産品と言いますと、例えば品目でいうと何なんかに当たりますか。

○農林課長（川畑金徳君） 瀬戸内町の加工品とか特産品と、あとマスクですね、マスクと、あとオリジナルバックを届けたいと考えております。

○5番（柳谷昌臣君） これもとてもいい取り組みだとは思いますが、この特産品を扱うに当たっては、また、いろんな案も出てくるかと思しますので、そちらの方も、是非、聞けるところは聞いていただいて、盛り込んでいただきたいと思います。

次に、28ページの中の畜産業費、こちらの負担金、補助金及び交付金の中で、畜産経営安定事業の方が1,380万ほどあがっていますが、そちらの内容をお願いします。

○農林課長（川畑金徳君） これは、コロナ、感染、ウイルス等で牛の枝肉等の需要が下落し、また、子牛の価格が下落するというので、畜産農家等には大変経営に苦しんでいると思われま。これに対してですね、農耕飼料も高騰しておりますので、農耕飼料等の半額助成をしたいと考えております。

○5番（柳谷昌臣君） 農耕肥料費を半額助成するというのでよろしいんですね。そうすることによって、この畜産農家さんはかなり助かると思いますが、こちらの、例えば計算方法と言いますか、どの、1年間とかそういうのは決まっておりますでしょうか。

○農林課長（川畑金徳君） 競りがですね、奇数月にあるんですけれども、その1年間の、令和元年度の実績と2年度の実績、元年度から2年度の実績を、額を引きまして計算して、減少率に、減少率をあれして、その率で補助金、助成したいと考えております。

○5番（柳谷昌臣君） この事業によって、畜産農家さんかなり助かりはするとは思いますが、まだまだ苦しいとも考えられますので、是非、ほかの、もし、支援事業、ありましたら、是非考えていただきたいと思ひます。

次に、32ページをお願いします。32ページの一番下の方、商工費の中の島民向け宿泊体験プログラム利用助成事業。こちらの方、内訳の変更ということですが、この中身をお願いいたします。

○商工観光課長（町田孝明君） ただいまの質問についてですが、ちょっと一番上の方の関連がありまして、一番上の方の負担金の増、廃止路線代替バス、代替バスの運行費というのが430万というのが出てくると思ひます。ここで事業の説明をしますと、島民向け宿泊体験プログラム、430万、これは歳出の方が、今、用意されていない、ここには記入されていないと思ひますが、10月の時点で、これは5市町村で企画したものなんですけれども、10月の時点で、3市町村から申し出がありまして、11月からこの事業を開始したいということでありましたので、上司と財政当局と協議をしまして、上のその、取り敢えず流用で、430万円、事業を行うことを決定しまして、今回、流用した先、廃止路線代替バスの430万をそこに埋めることにいたしました。この島民向けの宿泊体験プログラムと言ひますのは、加盟の5市町村の住民を対象として、各市町村の宿泊体験プログラムの観光関連の集客対策として行うものであります。窓口が奄美大島観光物産連盟が窓口となりまして、半額の助成、最大1人2万円ということで行っております。事業登録、宿の方とか、体験プログラムとか、その辺がありまして、その登録者が、宿泊業者が14業者、体験プログラムが21プログラムと

なっております。以上です。

○5番(柳谷昌臣君) これ、言い方をちょっと変えれば、G o T oの奄美大島版みたいな形という感じですね。この島内だけでこの消費を回す、また、宿泊等、また、いろんな体験等できるというのはとてもすばらしい事業だと思いますが、例えば島内でこのコロナの感染者がちょっと出てきた場合には、その都度、延期にするとか中止にするとか、そういう話し合い等はおもたれていませんか。

○商工観光課長(町田孝明君) 事務局の方から、この期間は延期にするとか、そういう連絡はございます。今のところ、1回目の募集が、11月15日から11月30日までの間で一旦終わっております。今度、2次募集ということで、12月4日から一応始まっております。

○5番(柳谷昌臣君) とてもすばらしい、このことだとは思いますが、是非、いろんなことを想定して、もし感染者が多数出た場合にはどういう形をとるかとかいうのをしっかりと話し合いしてもらわないと、そのツアー、申し込んだ方々もちょっと分からなくなることもあるかと思っております。是非、その辺の話し合い等も協議させていただきたいと思っております。

次に、36ページをお願いします。36ページの一番下の5目災害対策費、この備品購入費で発電機購入費、859万あがっていますが、こちらはどこの場所にどんぐらいたったんです。

○総務課長(福原章仁君) この発電機の件でございますが、これは町内の避難所、各集落の避難所へ設置する発電機の購入でございます。

○5番(柳谷昌臣君) これは、町内の避難所全部に設置したってことでよろしいでしょうか。

○総務課長(福原章仁君) 町内の、特に各集落においてはですね、この発電機が、非常用発電機が設置されていない箇所が多くございます。その分に対して、今回、この発電機を購入しまして、全集落へ、避難所ですね、公民館が主体になりますが、配付するというところでございます。

○5番(柳谷昌臣君) これ、足りてないところに全部に行き届いているわけではないということではよろしいですか。

○総務課長(福原章仁君) 今現在、町内の各集落に非常用発電機を設置しているのが9か所なんです。ですので、それ以外の全集落へ配付したいということでの、この発電機の購入費であります。

○5番(柳谷昌臣君) この発電機に関しましても、災害が起きたとき等、非常に必要になってくるかと思っておりますので、またいろいろ設置、今からしていかなければならないところがありましたら、随時検討していただいて、設置していただく方向にもっていってもらえるようにしていただきたいと思います。

最後に、今回もこのように地方創生臨時交付金、かなり活用されたと思いますが、この予算の前までの交付金の額と、今回の合計額は大体幾らぐらいになりますでしょうか。

○企画課長(登島敏文君) 歳入で、として計上していることをベースに申し上げますと、最初、8号補正の前までがですね、2億8,600万。今回が約1億5,000万円になっております。

○5番(柳谷昌臣君) これ、瀬戸内町で大体これぐらい使えますよとかいう額とかは決まっちゃいますでしょうか。

○企画課長(登島敏文君) 1次の交付金限度額が、交付金が8,911万3,000円。それから、2次で2億9,823万8,000円の決定をいただいておりますが、今後につきましては、第3次ですね、申請がありますけれども、これは、今後、決定されるものと思っております。ですので、用途としましては、約全体で4億から5億の間であると思っております。

○5番(柳谷昌臣君) この御時世っていうか、この非常事態に対してのこの地方創生臨時交付金だと思いますが、また、使い方もいろいろあると思いますが、しっかりと議論していただいて、いい方向にもっていただけるように、今後も、是非、していただきたいと思っております。以上です。

○議長(向野 忍君) ほかに質疑ありませんか。

○1番(泰山祐一君) 今回、大丈夫です、今回のもろもろの歳出関係で、ふるさと納税の応援基金の切り崩しをしているのではないかと思うんですが、今、現状でこの補正前のふるさと納税の応援基金の額、そして今回、切り崩した額を教えてください。

○議長(向野 忍君) ちょっと失礼。手を挙げて、議長と申し入れてください。

○総務課財政補佐(昇 憲二君) はい、お答えします。8号時点で、取崩し額が8,570万円となっております。すいません、そうですね、はい。7号までの取り崩しが1億1,131万5,000円でした。今回、8号の方ではですね、取り崩しの減額ということで、8,570万円の取り崩しとなっております。

○1番(泰山祐一君) ありがとうございます。また、今後もコロナの関係で、非常に大切な基金だと思いますので、予算の使い方など慎重に、是非、皆さんで議論していただければと思います。

あともう一つ、先ほど質問でもありましたが、ドローンの件でお伺いをさせていただきます。19ページですね。こちら、分かる情報で構わないんですが、今回のこちらの事業を、今後、行っていく際に、この民間の会社が瀬戸内町に会社を立ち上げるのかとか、そういった情報がもしあれば教えてください。

○企画課長(登島敏文君) 最終的には、その町と、その現在包括連携を結んでいる企業が三セクをつくる可能性もありますし、それでなければ、その行っている事業に対して、自分たちがここで実際に運行を担いたいという企業が現れれば、そのときは企業がこちらに立地する可能性というのはあると思いますが、今のところは、3社でそのドローンを飛ばす実証実験のための検証を、今、協議しているところでありますので、今の段階では、その新しい企業がこちらに来るとか、そういったのは全く見えておりません。

○1番(泰山祐一君) ありがとうございます。また、いろいろな進捗が、また今後見えてきたら、是非、協議いただければと思います。ありがとうございます。

○議長(向野 忍君) ほかに質疑ありませんか。

○10番(岡田弘通君) 2・3点、お伺いをしたいと思います。

まず、歳入について、地方交付税が2億余り増額となっておりますが、今年度はこれ以上の増額

が見込まれるのかどうか、お尋ねをします。

○総務課財政補佐（昇 憲二君） はい、お答えします。今現在、普通交付税の方は、交付決定額はいただいておりますが、まだ、その中ででもですね、やはりまだ3月の補正対応ということで留保している財源もございます。ですので、今回、増額された金額が全てというわけではございません。

○10番（岡田弘通君） 3月までを待って、それが確定するということですね。現在、財政状況につきましても、やはり財調なども目標の20億円も近くなっておりますし、今回、公共施設の積立も1億5,000万ということで、財政状況もやや良くなりつつあると私も感じておりますので、今、来年度に向けての予算編成が、多分行われているだろうと思っておりますので、その財政状況などを鑑みながら、来年度の予算編成に向けてしっかりと頑張ってもらいたいとこのように思っております。

次、歳出の件ですが、17ページの企画費の中で、すこやか福祉センターの設計から工事内容が出ておりますけれども、これはどういうふうに改修をして、どのような、また、目的などが新たに出てくるのか。そのことについて、説明を求めます。

○企画課長（登島敏文君） これは、この臨時交付金を利用した事業なんですけれども、このコロナ禍で、今、国が推奨しているのが、そのワーケーション施設ですね。離れて仕事をするというのがテレワークと呼ばれますけれども、このワーケーションというのは、休み、リゾート地に行って休みもしつつ、泊まりながら仕事もするっていうのを、ワークとバケーションを引っ付けてワーケーションっていう造語になっているんですけれども、これはですね、その施設の事務所、オフィスをすこやかセンターの方に設置するということでもあります。オフィス事務所を設置するということです。

○10番（岡田弘通君） 今、利用しているその事業の内容については、そのまま継続をして、2階の方にそういう施設を造るということなんですかね。

○企画課長（登島敏文君） 今のところは、その2階部分の改修を予定しております。

○10番（岡田弘通君） はい、了解。

次に、18ページの世界自然遺産登録関係ですが、ここに持続可能な、委託料ですね、計上しているんですが、この内容について説明をお願いします。

○社会教育課長（泉 重行君） はい、この内容についてお答えいたします。持続可能な自然環境形成事業の委託料ということで、これはコロナ禍によって町内の観光業者等が仕事がなくなっているというようなことがありまして、現在、世界自然遺産の登録に向かって、外来種の駆除等を進めているんですが、その外来種の分布地の調査等を、その観光業者であったり、エコツアーガイドの方々に委託をして、場所を特定して、外来種の駆除等を行っていくというこの事業に当たる、コロナ関係の臨時交付金を使った事業ということでもあります。

○10番（岡田弘通君） 理解をしましたので、やはりこの世界自然遺産登録に向けてですね、しっかりと頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

○3番（永井しずの君） 9ページをお開けください。9ページの屋外トイレ新築事業とございますが、それはどこどこを予定されているのでしょうか。場所です。9ページ、地方債補正、9ページです。

○総務課財政補佐（鼻 憲二君） この9ページは地方債表ということで、地方債を利用している事業名を書いておりますので、財政の方でお答えしますが、こちら古仁屋小学校の屋外トイレとなっております。

○議長（向野 忍君） 質問内容がちょっと違いますので。

○教育委員会総務課長（長 順一君） これ、起債の表、9ページは表だと思いますが、この事業に当たっては、古仁屋小学校の校庭内に、今現在、トイレの設置をしております。その関係の2,500万という起債を充当したものでございます。

○3番（永井しずの君） すいません、なんせ新人なもので、もしいろんな間違いあるかもしれませんが、大目に見て、よろしく願いいたします。

次に、24ページ、衛生費の中の予防費で、新型コロナにおける高齢者等への検査委託料とございます。ちょっと関係あるか分かりませんが、PCR検査の助成金とか、そういうことではないのでしょうか。

○保健福祉課長（真地浩明君） こちらにつきましては、本町在住の65歳以上の方々の中でクラスター一等が発生してですね、やはり行政検査の対象にはならなかったと。ただ、非常に不安で、その結果として蔓延をする可能性がある。そういった中で、どうしても検査をしたいという方がございましたら、町の方に申請を出していただいて、また、我々の方で審査しながら助成をします。実際といたしましては、検査費用といたしまして2万8,000円程度でございます。その全額を国と町が補助するという制度でございます。以上です。

○3番（永井しずの君） それでは、今65歳以上とおっしゃいましたが、そのうち、現段階で瀬戸内町も終息、これですればいいなどは思っております。もし、万が一、これから出るかもしれませんよね。徳之島でもそうなんですけれども。そういった場合、若い子、若い方への助成というのは、今のところ考えられていないのでしょうか。

○保健福祉課長（真地浩明君） 今、現段階におきまして、若い方等への補助というのは、私どもは考えておりません。ただ、今回の11月30日以降のケースにおきましても、保健所を主導といたします行政検査の中で、きちっと封じ込め等ができておりますので、私どもといたしましては、まずは保健所の行政検査を推移を見守りながら対応していきたいと考えております。

○3番（永井しずの君） はい、分かりました。今後、自分たちもですね、いろいろかからないように自分たちで予防もしたい、していきたいと、それが大事ななと思いました。ありがとうございました。

○議長（向野 忍君） 永井君、終わりですか。

○3番（永井しずの君） はい、すいません、以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

○6番（元井直志君） 41ページ、6目コミュニティ助成事業、補助金ですね、コミュニティ助成備品購入補助金事業、補助事業として250万計上してありますが、これ、どういう内容か教えて欲しい。

○社会教育課長（泉 重行君） はい、お答えします。このコミュニティ助成事業につきましては、油井集落の備品、主にテントであったり机であったり椅子であったりの購入で、昨年、一昨年、阿木名集落が同じようなこと、形で購入したんですが、それと同じような事業で、この分については、追加で募集があったものに当たったと言いますか、そのコミュニティ助成事業の交付金を使って、油井集落で実施するということになっております。

○6番（元井直志君） これ、宝くじの助成事業ですか。

○社会教育課長（泉 重行君） 宝くじも含めたそのコミュニティ助成事業の、これ、上限が250万という事業で、上限いっぱいだけの備品を購入するということになっております。

○6番（元井直志君） 次に、24ページですね。先ほど永井さんがしましたインフルエンザ、新型コロナですね、これについてなんですけれども、これ、今、町長がほぼ毎朝、防災無線でやっていますが、この件につきましては、各集落には、区長さんとかそういう方には文書発出とか、そういうことはやっていないんでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） 今、11月30日から感染者が出た、その件についてでしょうか。それについての各集落への文書配布というのは、現在、行っておりません。

○6番（元井直志君） 多分、各集落ですね、町から、防災無線では聞いていました、確かに。どういう、もしかかった場合はどういう対応をするかとかですね、どこに相談に行けばいいとか、そういうのが全く分からない状態で、非常に不安だという方がいらっしゃいますので、是非、その辺を各集落の区長さんにはですね、もしこういう症状が出た方がいたらどういうふうに対応したらいいか、あとは町のどこに相談しに行ったらいいとか、そういうのをやる予定はないんですか。

○保健福祉課長（真地浩明君） 今ですね、私ども、広報紙等を通じましても、町民の全ての皆様方に御案内していますのは、まず、コロナ云々関係なく、症状等が出た段階におきましては、即かかりつけ医、通常、皆様がかかっている病院の方に、まずは御相談していただきたいと。その上で、医療関係の皆様が適切な誘導を保健所案件にするか、それとも、当該診療所、病院の方で対応するか、そういったものを適切に判断して対応していく、そういう体制ができておりますので、まずは、御心配になられた段階におきまして、各医療機関の方にですね、御相談していただきたいと思っております。

○町長（鎌田愛人君） 今、課長が説明したことはですね、12月の町の広報紙に、郡内の、大島本島内の警戒レベルの関係ですね。それと、まずはそういう発熱があった場合はかかりつけ医に相談くださいという細かいことを町の広報紙に掲載しておりますのでですね、是非、町民の皆様方には、

町の広報紙、いろいろ大事なこと、掲載されておりますので、それを見てもらいたいと思います。また、町の防災無線においては注意喚起と、また、感染者への人権への配慮などを放送しておりますが、あまり細かく放送すると、長々となってなかなか細かいことまで説明できない部分がありますので、そういう町の広報紙やホームページ等を、是非、町民の皆様方に、それを活用していただきたいというふうに考えております。

○6番(元井直志君) 確かにですね、迅速な対応が必要だと、私、思っているんですけども、12月、広報紙は12月末にしか出ないんですよ。あと、ブログとか町のそういうのを見るのは、お年寄りにはちょっと無理だろうという感覚ですので、是非、その辺も鑑みて、せめて区長さん辺りにはそういう内容を早めにお知らせいただければありがたいと思います。以上です。

○議長(向野 忍君) ほかに質疑ありませんか。

○7番(池田啓一君) 17ページから18ページにかけて。先ほど。

○議長(向野 忍君) マイクを立ててください。

○7番(池田啓一君) ほかの議員諸侯からも質問がありましたけれども、そのすこやか福祉センター改修、ワーキング、テレワーク、理解できましたけれども、今現在、その現中央通りの向こうは使われていないんですか。

○企画課長(登島敏文君) 前のゆりどろのところですか。あれは、ITベースとして、コアワーキングスペースですね、いろんな企業がそこに住居、本拠を移して、企業を立ち上げるとか、あとはそのいろんな、一時的に出張に来られた方が利用したりとか、そういった施設として、今のところ、利用しております。

○7番(池田啓一君) 現在も、質問、ちょっと外れるんですけども、向こうと一応関連というか、すごく思うんですけども、内容的には、向こうは企業、こちらはそのバケーションで来た方々が使う、使用するっていう形だろうと思います。ただ、向こうはあまりにも、その使用されているのかどうか、まして、そこの家賃とかどうなっているのかとかも気になりますし、また、これに対しても、使用料とかも多分出てくると思うんですけども、どういう形で進めていくのか。

○企画課長(登島敏文君) 今回のすこやかセンターの方のそのワーケーション施設というのは、一応管理人をですね、指定管理者をおいて、その指定管理者の仕事としては、運営とともに、そのワーケーション施設の広報、それから、その企業さんの誘致、そういったことができる、そういう能力のある方を指定管理者として設置したいと思っております。そして、その方がいろいろ運営を全般を行っていくということを考えております。

○7番(池田啓一君) その福祉センターの2階の部分全部となると、今、現せとうちFMがあるんですけども、そちらはどうなるのでしょうか。

○企画課長(登島敏文君) その今後の基本設計、実施設計を終えて、工事の発注の計画に沿って移動が必要になってくると思いますので、その移動箇所については、今検討しているところであります。

○7番(池田啓一君) その18の負担金の中のね、空間リニューアル助成事業、そして、コミュニティデザイン形成事業、この内容説明、お願いします。

○企画課長(登島敏文君) すこやかセンターの方は瀬戸内町がその実際に改修して使うんですけれども、この空間リニューアル助成事業っていうのは、今、町のその建物、遊休資産ですね。例えば、食堂で、以前食堂していたけれども、今は使っていないとか、そういったところが、このワーケーションの施設として、事務所として、是非行きたいと、実施したいというところがあれば、そういったところに助成をしますというものが、この空間リニューアル助成事業というものです。それから、コミュニティデザイン形成事業っていうのは、先ほど申しましたけれども、その指定管理者の委託料のようなものです。コミュニティデザイン形成事業として呼称しております。

○町長(鎌田愛人君) ワケーションの件についてですね、私から申し上げたいと思いますが、このワーケーションというのは、仕事と旅行を兼ね備えた形態でありまして、今後、日本各地のそういう観光地においてですね、このコロナ禍の中で仕事と旅行を同時にその地域で行うということで、国の方も推進しております。我々町といたしましては、大手の旅行会社が、先般来まして、協議した結果、その旅行会社と包括連携協定を結んで、この瀬戸内町をワーケーションの地としてですね、今後のコロナ禍の中で観光と仕事を両立させた、そういう新しい働き方を含めた中で、今後、進めていきたいということで、来年、年明けてから、そういう包括連携協定を結ぶ予定としております。今後、そのような活用をした中で、関係人口の増、そして、そのため、そのことによる町の活性化に資する事業であると思いますので、今後、町内のそういう施設などを活用した中で、ワーケーションを推進していきたいというふうに考えております。また、さらには、加計呂麻島に光ファイバーの工事をしております。加計呂麻、請島、与路、加計呂麻においては、その観光地として全国でも、もう名前が知れ渡っておりますので、今度、加計呂麻においても、そういうワーケーション、民宿で仕事しながら、そして、地元の人と交流しながら、仕事をする。そういうことも含めて、幅広い関係でやっていけるんじゃないかという、思いますので、今後もこれを進めていきたいというふうに考えております。

○7番(池田啓一君) 私の中では、そのITに関して、ほとんどその認識がないものですから。ただ、そのワーケーション、そういうパソコンを置いての仕事をする、であれば、今、町長がおっしゃったようにね、その加計呂麻、光ファイバー、もちろんここはもう整っています。ワーケーションを造らなくても、そういう場所を造らなくてもですね、その民宿、または、もしくは宿泊所でも、そういう仕事はっていうのはできるんじゃないかなとも思うんですけれども、どうでしょうか。

○企画課長(登島敏文君) もう光ファイバーケーブルの整備によって、既存のその民宿の方々とか、そういった方が、今後ですね、宿泊業とそのワーケーション施設っていうのを両方兼務で行っていくっていうのは、今後、十分考えられることだなと思っております。

○7番(池田啓一君) これ、企業提携もありますので、是非、今後、その、そういった方々がね、

バケーションを兼ねて、本当にバケーションを兼ねて長期滞在で、この町でそういう仕事ができる、形はすごくいいことだと思いますけれども、そのことによって、その滞在費、そして、その人がその飲食する部分は確かにこの町に落ちますけれども、経済的効果はどのように見えていますか。

○企画課長（登島敏文君） まさにその滞在費であるとか、飲食費ですね、そういったものから1次的、2次的に派生していく、それが経済効果だと思っております。

○7番（池田啓一君） 了解しました。また、あとで担当課の方へ行って、ゆっくり聞きたいと思います。

次に、先ほど質問しましたけれども、このリニューアル助成事業と、そして、コミュニティデザイン形成事業、このことに関しても、今、町長からも説明ありましたので、また、詳しくはね、詳しくは担当課の方へ行って聞きたいと思います。

その次のページの企業誘致雇用創出促進費の中の、このドローンについては、先ほども質問ありましたが、これは国がこういう形に変えていこうという事前事業だと思ってしまうけれども、どうなんでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 一応、臨時交付金のその対象となる事業のメニューの中にですね、新しい生活スタイルの確立というのがありまして、そこの分野を意識して申請したものであります。ですんで、国の方もこういったことを推奨しているってことは言えると思います。

○7番（池田啓一君） このことは各離島、そして、農山間部に関して、よく国が進めていることを聞いていますけれども、その請・与路、そして、西方、台風が終わったあとのね、災害にはすごく役に立つと思います。是非、その、この実証実験のときには、私たち議員諸侯もね、その大型ドローンっていうやつを見たいし、どれぐらいの量の物資を運べるのか、見てみたいと思いますので、是非、その日程等決まればですね、教えていただきたいと思います。

次に、27ページ、4目、12節委託料、その委託料の中の説明の一番上、トラップ調査委託料の増、これはミカンコミバエ等と思いますけれども、内容説明をお願いします。

○農林課長（川畑金徳君） 今年もミカンコミバエ等が侵入しまして、そこのトラップ調査とか、そういうのに係る委託料でございます。

○7番（池田啓一君） 現在のところは、もちろん、ミカンコミバエが発生した、そういうのが見えたら、新聞に載るから分かるんですけども、去年、一昨年、すごく台風が強い年、去年もそうですよね、出てきたんですけども、今年はそれほど強い台風が来てなくて、その、発生していないのかなとも予想されますけれども、そのミカンコミバエについては、このトラップで、そこで事故、この地域で発生しているかどうか分かると思いますので、是非、これをまめにですね、継続して行って、この予算で足りるのか。こちらは与路、請島、加計呂麻、そして、西方から東方から広い地域があります。どうなんでしょうか。

○農林課長（川畑金徳君） この委託料はですね、増額でありまして、全体でも、まだ、残がありますので、ここで足りると思っております。

○7番（池田啓一君） このことに関してはですね、しっかりとやっぱり継続事業として見張り、そして、発生させないように。そして、発生が起きたら迅速に動ける手段としてこれがありますので、是非、その安心して農家の方々が柑橘類を、また、ほかの果実類を、果樹類等を生産できるような環境づくりに対しては一番大事なことです。是非頑張ってくださいと思います。

次に、29ページ、15目の一番下ですね、15節鳥獣被害対策防止進入防止柵、防止柵資材費の減、この内容説明をお願いします。

○農林課長（川畑金徳君） これは、イノシシの防護柵の事業費の入札残による事業費の減であります。

○7番（池田啓一君） この鳥獣被害が、町が進めている重要、今、6品目になっているのかな。その6品目以外の農作物には当てはまらないっていうのがありますけれども、その当てはまらないところに、今年、製作したであろうイノシシの罠、箱罠ですね。どのように活用されているのか。そして、そういう関係ない作物に対しては、どのような対策を考えておられるのか。それとも、無視するのか。

○農林課長（川畑金徳君） 防護柵についても、要望は、国の方に要望はしております。作物についても、今、重点品目を中心にやっておりますが、今後もですね、やはり農家も大変でしょうですんで、防護柵、取り組めるように努力していきたいと思っております。

それと、捕獲罠については、やっぱり作物を、農家が作物を守るための箱罠ですので、農家を中心に貸出をしていきたいと考えております。

○7番（池田啓一君） この町で住んでいて、これは古仁屋市街地じゃないんですけども、各集落、そして、空き家になり取り壊し、空いた空き地ですね、空き地で野菜を作っているところ、これをあたりっていうんですけども、方言でですね、このあたりでは身近に自分たちが食べる野菜、そしてまた、大量に採れたらそれを子供たち、親戚へ送っているんですけども、そういうところとか、それから、その先ほど言いました5品目以外の野菜は畑で作っている方々がすごくそのいつも口に出すのは、町が勧める品目しか、そのイノシシの防護柵は造れない。何で、何でって聞かれるんですけども、それには国や県の補助が伴わないからだと思っておりますけれども、何とかまた町の方ですね、力を、予算を幾らか計上して、簡単とは言わないんですけども、予算をそんなに使わないでできる方策を、その農家の方々と話し合っ、その聞くことが大事だと思うんですよ。農家の方々のね。そういうことも、是非、行ってほしいと思います。ここに住みたい人たちが、そういう自分たちが食べる分、食べる分ぐらいはっていう形で、その楽しみにした農家も、農業もやっている方もいますけれども、それは、それぐらいは自分たちで管理せよとも言えますけれどもね。ただ、そこら辺も耳を貸すことは大事だと思いますので、是非、頑張ってください、思います。

以上で終わります。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第117号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第117号、令和2年度瀬戸内町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前10時42分

開議 午前11時00分

○議長（向野 忍君） 再開します。

先ほどの答弁に対し、町長から訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

○町長（鎌田愛人君） 先ほどの補正予算の8号の質疑の、池田議員との質疑の中で、ワーケーションのことを、私、仕事と観光と申し上げましたけれども、仕事と休暇ですね、ワーク、労働、バケーション、休暇ということで、観光と申し上げましたけれども、労働と休暇ということに訂正させていただきます。訂正しておかないと、ユーチューブで世界に発信されておりますので、私自身がちょっと恥ずかしい思いしますので、訂正させていただきたいと思います。以上です。

△ 日程第4 議案第118号 令和2年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第4号）について

○議長（向野 忍君） 日程第4、議案第118号、令和2年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第118号、令和2年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第3号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。

へき地診療所事業費の施設管理費に1,476万4,000円を増額計上し、与路診療所事業費の施設管理費から168万1,000円を減額計上しました。

次に、歳入について申し上げます。

県支出金の県補助金に1,287万8,000円。国庫支出金の国庫補助金に2,695万3,000円を増額計上し、諸収入の雑入から2,674万8,000円を減額計上しました。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（柳谷昌臣君） 1点だけお聞きしたいと思います。8ページ、1目の一般管理費から19節の交付金ということで、新型コロナウイルスの感染症対応従事者慰労事業というのが組み立てられておりますが、そちらの内容説明をお願いします。

○保健福祉課長（真地浩明君） こちらにつきましては、現段階、感染拡大、コロナに関しましては感染拡大が頻発しております、その中で感染拡大の防止と、また、終息に向けてですね、このウイルスに立ち向かっている医療従事者、その医療従事者の皆様ですね、心身ともに困難な中で立ち向かっていると。その中で、この皆様方に対しての慰労金という形で支給するものでございます。実際には、へき地診療所の職員、医師、看護師、そういった方々にですね、非常に感染のリスクの高い中、頑張っている方々でございますので、その皆さんに慰労金としてお渡しするものでございます。

○5番（柳谷昌臣君） 瀬戸内町内ではへき地診療所がそういう指定されている病院になっていると思います。その中で、例えばへき地診療所の中には受付をされる方。また、看護師さん。また、医師の先生、いろいろ仕事のことも別々なことあるかと思いますが、その方々でやっぱりその金額とかそういうのは変わるのでしょうか。

○保健福祉課長（真地浩明君） この事業自体は、県の10分の10の事業でございまして、県に対しましては国のこのコロナ交付金の方から支給されていると。その中におきまして、やはり病院全体としまして、患者さんが来られて、受付から実際にですね、何て言いますか、感染のリスクとしましては、全て病院の中で勤務されている方は等しく同じであることから、全ての皆さんに関して、同じ金額を、へき地診療所内の職員に関しましては、同じ金額をお渡しすることになっております。

○5番（柳谷昌臣君） 今、課長が言われたとおり、感染リスクとしては確かにみんな同じようなリスクを背負うことになると思いますので、この金額とかは一緒でも全然、僕もいいかなと思います。この慰労金に関してはとてもすばらしい事業だと思いますが、今後、この医療従事者、また、感染者、その御家族は、このストレスと言いますか、その心身的にもちょっとやられる部分とかもあるかと思いますが、そちらのケア、また支援、それについてはどのようなことをお考えですか。

○保健福祉課長（真地浩明君） 現段階においては、へき地診療所等において、院内クラスター含めて、感染等は発生しておりませんが、今後において、やはり危険な業務に任務している、そういう

中で、その感染等に関して100%安全が担保されるものではないと思っております。その中におきまして、例え感染したとしても、やはりその心身面含めて医師、その他の中できちっとサポートしていく考えであります。さらに、もう一つはその感染者の自体、感染された方々に対するそのフォローといたしましては、現段階、11月30日の感染が判明した段階から、保健福祉課の方でコールセンター等をですね、きちっと設置しまして、そういう相談等がございましたら、専門職の職員がきちっと対応するようにしております。今後においても、町民の皆様からこのコロナに関して、含めて、健康等の御相談があれば、保健福祉課といたしましては、専門職を担当といたしまして適切に対応していく考えでございます。以上です。

○5番（柳谷昌臣君） そうですね、瀬戸内町の方にもこの感染者の方は出て、快復されて、そのあとが大事になってくるかと思っておりますので、是非、そういうのを全面的にサポートできるシステムというのを、しっかりとつくっていただいて、対応していただきたいと思っております。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第118号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第118号、令和2年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第119号 令和2年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（向野 忍君） 日程第5、議案第119号、令和2年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第119号、令和2年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第2号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。

保険給付費の療養諸費に1億2,070万円。高額療養費に3,700万円。医療費適正化特別対策事業費に10万1,000円をそれぞれ増額計上し、総務管理費から447万5,000円減額計上しました。

次に、歳入について申し上げます。

県補助金に1億5,770万円を増額計上し、他会計繰入金から437万4,000円減額計上しました。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

[発言する者あり]

○議長（向野 忍君） 休憩します。

休憩 午前11時10分

開議 午前11時15分

○議長（向野 忍君） 再開します。

お手元の議事日程の訂正をお願いいたします。

日程第5、議案第119号、これを、下の令和2年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について置き換えてください。

日程第6、議案第120号、これを、令和2年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてと訂正をお願いいたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第119号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第119号、令和2年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第120号 令和2年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（向野 忍君） 日程第6，議案第120号，令和2年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第120号，令和2年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について，提案理由の説明を申し上げます。

本予算は，第2号補正予算成立後，新たに生じた事態に対処するため，所要の措置を行おうとするもので，その主な内容は次のとおりであります。

まず，歳出について申し上げます。

保険給付費に680万円を減額計上しました。また，地域支援事業費に686万4,000円を増額計上しました。

次に，歳入について申し上げます。

保険料に124万3,000円を増額計上しました。また，県支出金に82万6,000円を減額計上しました。

御審議の上，議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから，質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから，討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから，議案第120号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって，議案第120号，令和2年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第3号）については，原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第121号 令和2年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（向野 忍君） 日程第7，議案第121号，令和2年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第121号，令和2年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

号) について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第2号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。

総務管理費から36万2,000円を減額計上し、健康保持増進事業費で予算調整をしました。

次に、歳入について申し上げます。

国庫補助金に1万7,000円増額計上し、一般会計繰入金から37万9,000円、減額計上しました。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第121号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第121号、令和2年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第122号 令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（向野 忍君） 日程第8、議案第122号、令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第122号、令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第2号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

今回の補正は、歳出のみの補正調整であります。総務管理費として289万7,000円、増額計上しました。せとなみ費として、28万7,000円、増額計上しました。フェリーボート費を318万4,000円、

減額計上しました。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第122号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第122号、令和2年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第123号 令和2年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（向野 忍君） 日程第9、議案第123号、令和2年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第123号、令和2年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、当初予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

今回の補正は、歳出のみの調整であります。

総務費を9万5,000円調整しました。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第123号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第123号、令和2年度瀬戸内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第124号 令和2年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（向野 忍君） 日程第10、議案第124号、令和2年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第124号、令和2年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第2号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

歳出について申し上げます。

簡易水道総務費に195万9,000円を追加し、簡易水道施設費から3万4,000円を減額しました。

次に、歳入について申し上げます。

諸収入に192万5,000円を追加しました。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（泰山祐一君） 7ページなんですけれども、こちらの需用費、修繕料の増、330万7,000円です。こちらの修繕料の詳細を教えてください。

○水道課長（田中秀幸君） この修繕料の内訳でありますけれども、瀬相地区の浄水場のPLC修繕、PLCというのはプログラムのコントローラーの遠隔装置でありますけれども、これの修繕料。それから、実久地区の配水池の水系の修繕。それから、佐知克地区の配水池の水系の修繕。それから、予備的にですね、残り分を計上しているということでありまして、3か所の修繕料であります。

○1番（泰山祐一君） ありがとうございます。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第124号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第124号、令和2年度瀬戸内町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第125号 令和2年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（向野 忍君） 日程第11、議案第125号、令和2年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第125号、令和2年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第1号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

支出について申し上げます。

収益的支出の営業費用に540万2,000円を追加しました。

次に、収入について申し上げます。

収益的収入の営業外収益に802万3,000円を追加しました。また、資本的収入の工事負担金に600万円を追加しました。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第125号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第125号、令和2年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第126号 令和2年度加計呂麻港（俵地区）改修工事請負変更契約の締結について

○議長（向野 忍君） 日程第12、議案第126号、令和2年度加計呂麻港（俵地区）改修工事請負変更契約の締結についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第126号、令和2年度加計呂麻港（俵地区）改修工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、株式会社勇建設と一金1億2,417万8,472円で仮契約をし、令和2年6月9日提出、議案第54号により本議会において議決され、工事を進めておりますが、今回、請負金額の変更増を行うものであります。主な変更点は、コンクリート打設531㎡の減。裏込材3,623㎡の増。臨港道路一式の増となり、変更後の請負金額は282万1,528円増の1億2,700万円となります。

参考資料として図面を添付しております。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第126号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第126号、令和2年度加計呂麻港（俵地区）改修工事請負変更契約の締結については、可決されました。

△ 日程第13 議案第127号 瀬戸内町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第13、議案第127号、瀬戸内町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第127号、瀬戸内町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、瀬戸内町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例を一部改正するものです。主な内容は、将来的に想定される新たな職種の報酬設定に対応するため、会計年度任用職員の行政職、給料表、上限である2級15号給を2級70号給に改正するものであります。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第127号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第127号、瀬戸内町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第128号 瀬戸内町情報公開条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第14、議案第128号、瀬戸内町情報公開条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第128号、瀬戸内町情報公開条例の一部改正について、提案理由の説明

を申し上げます。

本議案は、瀬戸内町情報公開条例を一部改正するものです。

主な内容は、平成18年以降、改正されていなかった公文書開示に係る手数料を、本町手数料条例施行規則及び他市町村情報公開条例と均衡を保つよう改正するものであります。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第128号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第128号、瀬戸内町情報公開条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第129号 瀬戸内町課設置条例等の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第15、議案第129号、瀬戸内町課設置条例等の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第129号、瀬戸内町課設置条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、交通政策問題へ対応するための組織再編及び庶務の移管による課名変更の改正を行うものであります。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（池田啓一君） この課の名称が変わることに対しては異議はありませんけれども、ただ、いままでも商工観光課が行っていた、そのシーカヤック、それから、みなと祭り、そして、ハーフマラソン大会。このイベントをどこが持つのか。そして、今、聞いたことを、やっぱり町民に分かりや

すく表示した方がいいんじゃないのかなと思っての質問です。どうでしょうか。

○**総務課長（福原章仁君）** このみなと祭りと、あとはシーカヤック、加計呂麻ハーフマラソン等のこのイベント等でございますが、これにつきましては、現在、商工観光課が所管しておりますが、今回の組織の改編によりまして、水産観光課が担うというふうになっております。また、この議決をいただきますと、やはりこれが1月1日付からの施行となっておりますので、やはり町民に対しましても、丁寧な説明をしていきたいというふうには考えております。

○**10番（岡田弘通君）** ただいまの町長から、この組織再編については交通政策問題への対応を図るため、再編をするという説明がありましたが、今の交通政策問題について、どのように取り組もうとしているのかをお尋ねをいたします。

○**町長（鎌田愛人君）** この件につきましては、交通政策問題への対応するために組織改編について、私より、町長として事務改善審議会に諮問いたしました。その事項としましては、民間の貨物フェリー天長丸が令和6年4月に廃船となる。そして、町営定期船せとなみの新船の建造。そして、フェリー加計呂麻の問題。そして、さらには赤字路線バスのあり方などの問題等、この交通政策においては、これまで以上に幅が広がってきたということで、諮問した結果、今回、事務改善審議会でこのような再編をすることになりました。今後におきましては、この新たな商工交通課において、この貨物フェリーの問題なども、財源の確保も含め、国や県との折衝など、今後、この商工交通課において行っていきたいというふうに思っております。

○**10番（岡田弘通君）** ただいま町長からの御答弁でよく分かりました。本当にこの交通政策というのを全面的にこう打ち出して、その問題に当たるということは、これはもう画期的なことじゃないかなと思っております。やはり住民の足の確保、これが一番の大事なことでありますので、是非、今後のこのフェリーの運営のあり方、あるいは路線バスの運営のあり方等について、検証してですね、今後の交通政策に取り組んでいって、住民の真の利便になる、その交通政策に取り組んでもらいたいと思います。

そして次に、世界自然遺産関係ですね。やはりこれもこれからの本町のまちづくりについては、最も大事な課題でありますので、やはり今後の世界自然遺産登録の町として、この世界自然遺産をどう我が町の振興発展につなげるかということでもありますので、この交通問題と世界自然遺産登録については、真摯に頑張ってください、我が町のこれからの私は振興をする大きな課題であると思いますので、是非、この問題には鋭意取り組んでいってもらいたいと、このように思っておりますので、単なる課名の変更ということじゃなくてですね、今、町長が申されたように、これに全力を挙げて、町を挙げて取り組んでいってもらいたいと。我々議会としても、やはりこの問題については、前々から特別委員会なども設置してやっておりますので、一緒になってこう取り組んでいきたいと、このように思っております。以上です。

○**議長（向野 忍君）** ほかに質疑ありませんか。

○**1番（泰山祐一君）** 先ほどの町長の答弁の方聞きまして、非常にこういったことは考えていくべ

きだというふうに感じました。しかしながらなんですけれども、今現在、コロナ禍の中におります。その中で、今、この課の編成をしなおすというようなことをしたときに、それぞれの課の、また、担当など、仕事などももしかすると変わる。そういった不具合が出てくる可能性もあるのかなと思っております。今、やるべきなのかというところの、理由を是非答弁いただきたいと思っております。

○副町長（奥田耕三君） この機構改革における、そのタイミングという御質疑でございますけれども、やはり先ほど町長が申し上げたとおり、交通政策部門においては、貨物フェリーでせとなみの建造、もう非常に問題が山積しております。コロナ禍の状況にはありますけれども、そこに耐えるだけの能力と体力と、やはりその組織力というのは、私ども役所は持っているというふうに私は確信しております。やはりやらなければいけないことについては、やはり前に進めながら、コロナ禍の状況、感染拡大防止対策をしっかりとやりながら、機構改革はやはり不断の実行が大事ですので、しっかりと進めていきたいというふうに思っております。

○1番（泰山祐一君） 非常に心強いお言葉、ありがとうございます。

続きまして、こちらの、今度ですね、役割の、先ほど総務課長の方からお話がありましたが、もう少し細かく、フェリーの担当だったり、商工会の担当だったり、そういった部分のところの担当分けが、もし決まっている部分があれば、是非、答弁をお願いします。

○総務課長（福原章仁君） はい、お答えいたします。この、今、せとなみ、フェリーかけろまがでございます、この船舶交通係の方に関しましては、商工交通課の所管になります。そして、商工会関係につきましても、この商工交通課の所管になるということでございます。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第129号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第129号、瀬戸内町課設置条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前 1 1 時 5 4 分

開議 午後 1 時 3 0 分

○議長（向野 忍君） 再開します。

△ 日程第16 議案第130号 瀬戸内町自然体験宿泊施設の管理に関する条例の廃止について

○議長（向野 忍君） 日程第16, 議案第130号, 瀬戸内町自然体験宿泊施設の管理に関する条例の廃止についてを議題とし, 町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第130号, 瀬戸内町自然体験宿泊施設の管理に関する条例の廃止について, 提案理由の説明を申し上げます。

本議案は平成29年度から運用しておりました瀬戸内町自然体験宿泊施設を今年7月に「株式会社ナショナルパークツーリズムてしかが」に貸し付けしたことから, 当施設の管理に関する条例を廃止するものであります。

御審議の上, 議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから, 質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（泰山祐一君） こちらの自然宿泊施設の譲渡, 管理運営を任せるということですが, この間, 委託に至るまでの経緯を教えてくださいませんか。

○企画課長（登島敏文君） 2年ぐらい前に, 株式会社ターゲットと地域包括連携, 連携協定を結んでおりまして, 瀬戸内町もその請島, 与路島, 加計呂麻島の活性化を, 請島, 与路島について, 特にどうにかならないかということを考えておったんですが。そこにターゲットさんの方から, 請, 既に与路島には御自分でリフォームされている宿泊施設があると。請島も置かせていただいたら, 加計呂麻島と3点航路, すいません, ホッピングツアーをですね, 実施できるので, それで活性化を図りたいということでございましたので, 是非頑張ってくださいということで, 使用貸借という形で貸し出しております。

○1番（泰山祐一君） こちらの方, 確認ですけれども, 請阿室集落含め, 池地集落の皆様にも御了承をいただいているということよろしいでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） これ, その方向性が決まったときに, 請島と与路島の集落の方を請阿室公民館に集まっていたいで, 私も同行いたしまして, 今後, こういうことになりましたので, 皆さんで, 集落の方と, そのターゲットさんと力を合わせて活性を図ってくださいと, 仲良くやっていってくださいという説明を申し上げまして, 集落の方も快く引き受けていただいたと。そして, 池地地区と請阿室地区, ターゲットさんと3社で地域包括協定というのを締結しているところであります。

○1番（泰山祐一君） 以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第130号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第130号、瀬戸内町自然体験宿泊施設の管理に関する条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第131号 瀬戸内町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第17、議案第131号、瀬戸内町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第131号、瀬戸内町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことにより、瀬戸内町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な内容は、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げを見直すことです。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第131号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第131号、瀬戸内町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第132号 税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第18、議案第132号、税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第132号、税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正するものです。

主な内容は、町外、町税外収入金に係る督促手数料及び延滞料金等に関する事務の処理について、必要な事項を定めることにより、督促手数料及び延滞金徴収の一層の適正化を図ることを目的とするものであります。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第132号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第132号、税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第133号 古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第19, 議案第133号, 古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし, 町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第133号, 古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部改正について, 提案理由の説明を申し上げます。

本議案は, 古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

主な内容は, 現条例では海の駅の管理を指定管理者に対する内容としていますが, 現在, 本町の直接管理であることから, 海の駅の管理者である主管課長を追加し, 所要の改正を行うものであります。

御審議の上, 議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから, 質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（泰山祐一君） こちらの改正でお伺いさせていただきます。まず, こちらの2時間無料を削除するというふうに別表1の箇所で書いてありますが, こちらの目的を説明をお願いします。

○水産振興課長（義田公造君） お答えいたします。「せとうち海の駅」コインパーキングの利用につきましては, 38台と限られた駐車スペースにおいて, 食事で来られる方が駐車場の利用ができないこともあり, また, 近年, レンタカーを利用した旅行者が急増しており, 食事やお土産を購入したり旅行などのチケットを購入したりするために, 海の駅を一番利用したい人がですね, できるようにするために, 2時間無料をなくし, 効率のよい料金設定を行っております。

○1番（泰山祐一君） 了解しました。

続きまして, 確認です。現在こちら, 海の駅のコインパーキングなんですけれども, 現在, 有料になっておりますが, こちらはいつから有料化になっておりますか。

○水産振興課長（義田公造君） 今年の6月1日から有料になっております。

○1番（泰山祐一君） 改めて確認をさせていただきます。こちら, 条例改正, 今回, 12月の今日の時点でやっておりますが, 有料化となる手続きが条例としては踏まれていない段階の話だと思います。この手続きに関して, 役場内でどのような手順を踏まれたのか, 町民に分かりやすい説明をお願いします。

○水産振興課長（義田公造君） まず, 条例に関しましては, 4月1日付で, 料金の規則の方の改正を行っております。もともと海の駅自体はですね, 平成19年に設置されて, 指定管理者でスタートしております。この条例なんですけど, 設置と管理っていう形, 設置と運営っていう形になっていきます。その設置の分に関しては, 今回, 所在地を変えております。地先の方から地番が決定していますので, そちらの変更をしております。あと, 運営に関しましては, もともと指定管理者での運営

をうたっております。あと、今までは、平成19年から25年までは指定管理者で運営をしておりました。26年以降は町の直営で行っております。その直営の運営、利用料金等に関しましては、条例の中で、施設の運営に関しましては、決まっていないところは町長と協議するという形でありましたので、そちらの方でこれまで運営をしてきました。その中で、今年4月1日に、規則の方で、町が運営する場合の料金体制の改正をしております。それに伴って、今回、4月の1日に、株式会社ファーストさんと包括連携を結んだ上で、その中で、この駐車場利用運営をスムーズな形で進めていこうというので、それで、6月1日より民間委託をして、運営を進めているところでございます。

○1番(泰山祐一君) こちらの規則というものの確認なんですけれども、町民の方もなかなかこう聞かない言葉だと思うんですが、条例と規則というものはどちらの方がこう効力があって、どのようなときに規則というものを使うのか、改めて聞きたいです。

○水産振興課長(義田公造君) 条例の方は、この議会の承認を得て条例改正とかになります。規則の方は、庁舎内で、役場の方で決定して決めるということになっております。

○1番(泰山祐一君) 続きまして、こちらの流れの方を現場の方から確認した話がありまして、まず5月に説明会を、各テナントの事業者様にしているというふうに聞いております。こちらは間違いないでしょうか。

○水産振興課長(義田公造君) 間違いありません。

○1番(泰山祐一君) その説明会で、海の駅のテナント事業者様からどのような声がありましたか。お伺いさせていただきます。

○水産振興課長(義田公造君) 要望があがってですね、その中で、元の形に戻してほしいという形の要望も聞いております。

○1番(泰山祐一君) 続きまして、民間委託された駐車場の工事は何月から着工されたのか、お伺いいたします。

[発言する者あり]

○議長(向野 忍君) ちょっと休憩します。

休憩 午後 1時49分

開議 午後 1時51分

○議長(向野 忍君) 再開します。

○1番(泰山祐一君) 今、話をさせていただいているのが、この条例改正による影響ですね。テナント事業者様の方からも、今回、先ほども話がありましたが、2時間無料、無料を続けてほしいという声がありました。その中で、役場内でどのような手続きを踏まれているのかというものを、まず透明化しなければいけないということで、私、この質問をさせていただいております。今、このような形で、条例改正をまずしようということで、今回、議題にあがっておりますが、こちら、規則の追記をするということに関しては、まず議会で、今回の件に関しては話すべきだったのでは

ないかというふうに思っておりますが、こちらの方、御意見を伺いたいです。これも、質問外になりますか。

[「いいんじゃないですか」と呼ぶ者あり]

○水産振興課長（義田公造君） 条例の場合は、この議会の方の承認が必要なんですけれども、規則の方では、議会の方での承認っていうのはないので、そちらのいいんじゃないかなと思ってはいます。

○1番（泰山祐一君） 今回の件、先ほども時系列でお話を伺いましたが、まず4月1日ですかね、規則の方、追記したと。そのあとに5月に説明会を行って、6月の1日から駐車場の有料化が始まったというような時系列になっております。これ自体がですね、もう4月に決まっていて、それで、説明会をして、それで規則を決めて、それで有料化したというような流れになります。その上で、条例化を改正するという事は、今、テナントの事業者様も大変、この件に関しましては、非常に、有料化でお客様からもクレームなどをいただいて、その旨も役場の職員の方にも共有されているというふうに伺っております、このちょっと条例改正に関しては慎重に議論を進めていくべきかなと思って、ちょっと回りくどくはなりましたけれども、お話しをさせていただいた次第です。以上です。

○水産振興課長（義田公造君） ちょっとお伝えします。まず、今回、条例を改正をしているんですけども、この条例改正っていうのは、もともと指定管理者の、運営が、指定管理者がした場合の運営なんですよ。町がした場合の運営じゃないんですよ。それがあつたもんですから、今、現在行っているのは町が直轄で運営しているもので、この条例違反にもならないし。今回、条例改正をするのは、今回、機構改革もあります。その中で、海の駅の方も商工交通課ですかね、の方に変わったりします。その中で、条例を見直した上で、ちゃんとした形で整理できる分は、改正できる分は改正するっていう形で、今回、上げております。以上です。

○1番（泰山祐一君） 役場内の流れで、おっしゃるとおり、しっかりした手続きを踏まれていると認識しております。その上で、やはり、事業者様、そして、町民の皆様、そして、利用者の皆様。その声を聞かずに、この取組が、今、なされようとしているというところに、私は、今、疑問の声をこうやってお話させていただいておりますので、その旨だけお伝えできたらと思って、今回、話をさせていただきました。以上となります。

○副町長（奥田耕三君） 泰山議員の御指摘については、私ども真摯に受け止めたいというふうに思います。この決定、条例改正の決定に至るまでの間において、やはりそのテナント事業者さん含めて、海の駅運営に当たられている方々に対して、やはり丁寧な説明、欠けたとすれば、我々としては反省をすべきことがあるだろうと。ただ、今後についても、やはり海の駅、やっぱり集客力を高めていかなければなりませんので、今後については、その辺のところは注意喚起を払いながらですね、慎重に対応していきたいと思っておりますので、御理解ください。

○1番（泰山祐一君） 了解しました。やはりです、今回、有料化、6月からされており、その中

で、今に至るまで、利用者様の中で各テナントの事業者様に対して、なんで有料化になっているのかと。事業者様にとって見れば、コインパーキングの部分というのは、皆様としては事業が別なわけですよ。そうなった中で、言ってみればその対応をしている。だけれども、役場職員の方も、今回、この条例をとおすことによって、もう、言ってみれば指定管理の方からファーストさんですかね、にもろもろの運営管理を任せるといような形になると、その部分の隔離で、今、ファーストさんと事業者さんの中でも、話し合いの中がなかなか行われていない。そして、その対応策に関しても議論されていないこの6か月近くがあるというところを、是非、認識していただいて、その上で、今後の、条例改正するにせよ、対応策を、是非、役場も一緒に議論していただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 反対討論。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） まず、原案に反対者の発言を許します。

○1番（泰山祐一君） 先ほども質問であげさせていただいた、重複する部分なんですけれども、やはりこの内容自体をですね、もっとテナントの事業者様と丁寧に話し合いをした上で、この条例改正に向かっていくべきだというふうに思います。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） これで、討論を終わります。

これから、議案第133号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第133号、古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 議案第134号 瀬戸内町町営住宅等設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第20，議案第134号，瀬戸内町町営住宅等設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第134号，瀬戸内町町営住宅等設置及び管理に関する条例の一部改正について，提案理由の説明を申し上げます。

本議案は，町営住宅管理人の担う，管理人の担い手不足による管理人不在の住宅に対し，共益費の徴収及び共有部分に要する費用負担を町長が行うことができることで，町営住宅の維持管理の適正化を図ることを目的として，一部改正するものです。

御審議の上，議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから，質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから，討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから，議案第134号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって，議案第134号，瀬戸内町町営住宅等設置及び管理に関する条例の一部改正については，原案のとおり可決されました。

△ 日程第21 議案第135号 瀬戸内町駐車場条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第21，議案第135号，瀬戸内町駐車場条例の一部改正についてを議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第135号，瀬戸内町駐車場条例の一部改正について，提案理由の説明を申し上げます。

本議案は，駐車場条例の一部改正について行うものであります。

主な内容は，芦瀬駐車場を追加するものです。

御審議の上，議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから，質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番(元井直志君) この芦瀬駐車場というのは、どの場所になるんですかね。地図が付いていないので分かりませんが。

○財産管理課長(加藤和正君) この芦瀬駐車場の場所については、瀬戸内警察署の武道館の道路にあり、旧ミネタ商事の場所でございます。

○6番(元井直志君) これは、この駐車場は一般用、貸付用ですか。

○財産管理課長(加藤和正君) これは、一般のですね、貸付用、月極の貸し付けという形で貸出する予定はあります。

○6番(元井直志君) これ、1台あたり幾らですか。

○財産管理課長(加藤和正君) 1台につき4,000円でございます。

○6番(元井直志君) これ、市場相場としてはどうなんですか。

○財産管理課長(加藤和正君) 通常は、舗装等、整備されているところについては5,000円ということが相場だと思いますが、芦瀬の駐車場については、舗装じゃなくて採石を敷いて行うということで、あの場所については、今後、町において長期的な計画がある場合、その時点で、また、今後の展開というのがございますので、向こうについて、コンクリートとかですね、アスファルト整備してする予定はございませんので、今回、採石床を敷いて、空き地の活用をするということになります。

○6番(元井直志君) 以上です。

○議長(向野 忍君) ほかに質疑ありませんか。

○3番(永井しずの君) 今の駐車場の件なんですけど、その芦瀬のほかに、上の方に大湊棧橋と、第2駐車場とあるんですけど、そちらも有料なんですか。

○財産管理課長(加藤和正君) ここについては、従来も利用されているところでございますが、この大湊駐車場、それから、大湊第2駐車場においても有料でございます。

○3番(永井しずの君) はい、承知しました。以上です。

○議長(向野 忍君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(向野 忍君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(向野 忍君) 討論なしと認めます。

これから、議案第135号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第135号、瀬戸内町駐車場条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第22 議案第136号 瀬戸内町立学校設置に関する条例の一部改正について

○議長（向野 忍君） 日程第22、議案第136号、瀬戸内町立学校設置に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第136号、瀬戸内町立学校設置に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、瀬戸内町立久慈小学校及び久慈中学校を廃止するものであります。

久慈小中学校は平成28年4月1日以降、休校であります。休校後は集落及び出身者、町内外に呼び掛け、学校再開に向けて対策を講じてきましたが、入学児童数も見込めないまま、現在に至っています。今後の方向性について、校区民の意向等を確認した上で、学校設置について検討した結果、令和3年4月1日付で廃止とするものであります。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（泰山祐一君） 私自身も久慈集落で大変お世話になっていたときがございます。この久慈小中学校が休校になったという時期も、私が来て1年目のときでございました。大変、この廃校に至るまでの経緯をずっと見させていただきながら、どうにかできないかという思いでいたんですけども、今、こういった条例が出されたということで、大変寂しく思っております。今後につきましては、以前も久慈小中学校で取組なども行おうといった経緯もございました。しかしながら、そこで問題になったのが、後ろ側にある山手の土砂崩れの危険区域があるという問題でした。こちらの方の手数に関しても、瀬戸内町役場含め、行政の方で、何か、今後、取組が生まれたときに御支援などいただけないかどうかというところだけ、先にお伺いできればと思います。

○企画課長（登島敏文君） 背後地のそのレッドゾーンかイエローゾーンに入っているという話だと思うんですけども、そういったことはもう、変更というのはなかなか厳しいと思うんですけども、それを踏まえた上で、今後、どのような使い方、あり方、方向性っていうのを、今、企画課の方で、課内でこれから、なんてっか、現在も行っているところなんですけれども、これからも協議を進めてまいりたいと思います。

○1番（泰山祐一君） 改めて確認になります。久慈集落の皆様含め、その関係者にこちらの廃校になる説明というものは、いつされて、どのような反応でしたでしょうか。

○教育委員会総務課長（長 順一君） まず、久慈小中学校は平成28年より5年目を迎えると、に当たって、やはり閉校については集落への説明をしないといけない。集落との懇談会を、本年11月の

4日の方に設けまして、集落の方々、集まっていただき、その中で忍びない意見もありましたが、今後、前向きな方向で学校の跡地を活用できたらという御意見もございました。その中で、今現在、子供も就学している、地区にいるのは小学生が1名ということで、そちらのお子さんは、今、篠川小中学校に通っています。今後も未就学児を含めて、今、修学する子供がいないということで、今回、今後の形を模索しながら進めていこうということで、最終的な集落の方々、全て同意をもって、令和3年4月1日で閉校ということを確認していただきました。

○1番（泰山祐一君） 今話を聞かせていただいて、何とか、僕の心もそうですけれども、やっぱり久慈集落の、やっぱり小中学校の出身者含め、住民の方々のいろいろなこう思いがあるんだなと改めて感じました。今後、やはり西方地区ですね。もう篠川小中学校が残ることだと、油井ですね、というようなところまでできました。是非、ここの二つの小中学校、私自身も絶対に残していきたい、これからも元気であってほしいというふうに思っています。ですので、今後、空き家の問題もそうですし、また、地域の産業化、そういったものも含めて、是非、町政の皆様、私、議員共、そして、住民の皆様とともにこれからの地域のことを考えながら、是非、実践していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第136号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第136号、瀬戸内町立学校設置に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第23 議案第137号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について

○議長（向野 忍君） 日程第23、議案第137号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第137号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の

減少及び同組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、大島農業共済事務組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（元井直志君） 大島農業共済組合、これが解散して新しくなるんですが、この利点ってというのはどこにあるんですか。

○農林課長（川畑金徳君） 利点といたしましては、今までどおりなんですけれども、支所として瀬戸内の支所は残ります。そして、大島も残ります。利点としましては、町からの負担も年々少なくなってくると思います。

○6番（元井直志君） やはり、合併するという事は、瀬戸内町にとっては、やはりちょっとこう不便な点もあると思います。離島を抱えていますので。その辺がですね、こう負の要素にならないように、是非、お願いしたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第137号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第137号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第24 議案第138号 公有水面埋立（勝能地区）について

○議長（向野 忍君） 日程第24、議案第138号、公有水面埋立（勝能地区）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第138号、公有水面埋立（勝能地区）について、提案理由の説明を申し

上げます。

本議案は、鹿児島県が施工する道路整備（交付金）事業に伴い、道路用地及びふ頭用地として造成する埋立地を公有水面埋立法に基づき、鹿児島県知事から意見を求められたものであります。

なお、公有水面の埋立面積は1万3,500㎡であります。参考資料として図面を添付しております。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第138号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第138号、公有水面埋立（勝能地区）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第25 議案第139号 公有水面埋立（伊目地区）について

○議長（向野 忍君） 日程第25、議案第139号、公有水面埋立（伊目地区）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第139号、公有水面埋立（伊目地区）について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、鹿児島県が施工する道路整備（交付金）事業に伴い、道路用地として造成する埋立地を公有水面埋立法に基づき、鹿児島県知事から意見を求められたものであります。

なお、公有水面の埋立面積は2,788.52㎡であります。参考資料として図面を添付しております。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第139号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第139号、公有水面埋立（伊目地区）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第26 議案第142号 令和2年度瀬戸内町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（向野 忍君） 日程第26、議案第142号、令和2年度瀬戸内町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第142号、令和2年度瀬戸内町一般会計補正予算（第9号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第8号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、第1表の歳出について申し上げます。総務費の総務管理費に1,060万円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。

繰入金のふるさと応援基金繰入金に1,060万円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（柳谷昌臣君） この支援事業に関しましては、町内の飲食店の方が、これから先の忘年会、また、新年会等がですね、軒並み中止になっていく上で、この経営等も苦しくなるのに合わせて、町の方がしっかりとスピード感をもって対応していただいたことだと思われませんが、これは大体金額として幾らを何業者の方に対して支援していく感じですか。

○町長（鎌田愛人君） 今回のこの9号補正の飲食店、瀬戸内町飲食店緊急支援、飲食業緊急支援金につきましては、11月30日に瀬戸内において、コロナウイルス感染者が確認され、その後、数名と続きました。そのような中で、町内の飲食業を利用する、利用して忘年会等を予定されている方がキャンセルが出てきているという情報、また、関係者からのお話、そしてまた、そのことによる、それも踏まえた中で、相当数客足が減っていくということが飲食業にとっては大変な影響を与えるということを我々考えた中で、さっそく役場内で検討を始めた中で、スピーディに飲食業の皆様方に、支援するために、今回、1,060万ということは一律10万円と考えております。10万円の106

業者、106事業所を想定した中で、今回、予算を組みました。年末のですね、書き入れ時の中で、このような状況の中で、飲食業の皆様方は大変な思いをしているという思いの中で、我々はふるさと応援基金で、この事業を推進したいというふうに考えております。以上です。

○5番（柳谷昌臣君） 10万円ずつ106事業所ということですが、この支援金は大体いつ頃、どういう形で支出というか、配布される予定になっておりますでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 本日、この議決をいただければ、その後に直ちにそのリストアップした事業者さんに、手持ちでお持ちするとかですね、できるだけ早く、その配布して、申請をしていただくように、というつもりでおります。支給の開始日は、12月の18日からを予定しております。できるだけスピーディに、年内に支給できるように努めていきたいところであります。

○5番（柳谷昌臣君） 先ほど町長からもありましたが、まさにこの年末年始というのは、飲食業者にとっては書き入れ時だと思います。それで、その機会をちょっと失うということで、収入源も大分減るかと思えます。お金の方も、なるべく早くほしいかと思えますので、是非、その辺はしっかりと対応していただくようにお願いします。

また、今後ですね、ほかにも例えばほかの商工業者、または、漁業者等ですね、いろいろとこの打撃を受けている業者さんがいると思えますけれども、それに対しまして、例えば関係団体等と調査して、アンケート等の調査をして、また、いろいろと進めていかなければいけないと考えておりますが、今後の支援策についてはどのようにお考えでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） まず、以前の5月にその緊急支援金を支給したときはですね、あのケースは、その国のその対象策によって、県を跨ぐ移動は御遠慮くださいということでございましたので、まず、そのホテル、観光客が泊って、島に入って来るのがなくなって、ホテルがきゅうきゅうになったと。それから、まずそのホテルがスタートして、そこからこう飲食業、観光業にいろいろ悪影響が及ぼしていったわけですね。ですので、全体的な支給ということになったわけですがけれども、今回は、そのここでコロナ患者が発生したと、瀬戸内町内で発生したということでしてですね、それだと、まず、今度逆でですね、飲食業が先に止まるんですね。一応、町民の方の自粛、それから、観光客もホテルには泊まるけれども、スーパーで買い物をして、ホテルで食事をすると、そういうケースになっているわけで、そういうことですので、この飲食業に限って、今回、支給ということになっております。今後ですね、いろいろこういう状況が続けば、いろいろ波及、悪い方に流れていくかも分からないですけれども、今のところは、国のGoToもそのままですね、現状維持でありますので、観光客は入って来るという現状でありますので、今のところは急いでという必要はないと思っておりますが、今後、いろいろ、こういう町ですから、いろいろ耳に入ってくると、いろんな情報はですね、思いますんで、そこら辺を鑑みて、今後は決定していきたいと。いろんな対処策を決定していきたいと考えております。

○5番（柳谷昌臣君） 多分、そう言いながらも困っている方もたくさんいらっしゃると思います。このコロナ禍において、いろいろ売上、また、業績等落ちているところもいらっしゃると思います

ので、是非、関係団体と密に連絡を取り合って、現場の声をしっかりと聞いていただいて、支援できるものはなるべくスピーディに支援していただけるようにもって行っていただけたらと思います。以上です。

○町長（鎌田愛人君） 今回、飲食業事業者への支援金を、これから配布するわけですがけれども、やはり今回の新型コロナのウイルスが瀬戸内町で確認されたということ、一番苦しんでいるのは、その感染された方々だと思っております。いろいろ聞くところによると、大変辛い思いをしていると、そういうお話を聞きます。また、我々はその方々に思いを寄せながら、情報の発信や、また、声掛けについてもですね、その感染された方々においては、そっとしてほしいという思いもあるということ、その感染者にかかわった医療従事者の方からも聞いております。いつ、どこで、誰がなるか分からない、この新型コロナウイルス、そういうことを考えると、感染された方もですね、そう悲観することなく、早く元気になって、通常の生活ができるように、我々は温かく見守る、見守っていく必要があるんじゃないかという思いがあります。今後もこの新型コロナウイルス感染症対策については、感染防止と、また社会経済の活性化も含めて、バランスを考えた中で、町役場だけでなく町民と、また議会の皆様方、協力しながら、一丸となって、この難局を乗り越えていく必要があるというふうに思います。今回、瀬戸内町で確認されたことにおいてですね、大変実感を皆さん方、感じていると思います。このことを忘れることなく、ともに頑張っていきましょう。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

○1番（泰山祐一君） 本当に町長のおっしゃるとおりだと思いました。

こちらの話を戻しますが、7ページの飲食店緊急支援金交付事業の、先ほどの話の詳細になるんですが、今回のその対象飲食店ということ、106事業者ということでありましたが、こちらは特に商工会に加盟しているとか、そういうようなことはなく、もう全飲食店という認識、または、例えばホテルだとか、そういったところで食事を提供されているところも対象となるのでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） 今回もその飲食業で、商工会の会員であるとか、会員じゃないとかいうのは関係ないですね。非会員の方にも支給することになっております。それから、ホテルでその食事を提供しているところとかですね、その宿泊、そういうところは対象にしないということにしております。

○1番（泰山祐一君） 了解しました。あと、やはり請・与路・加計呂麻もそうですけれども、この飲食以外の観光宿泊事業者もですね、今もなお、4月からずっと観光客の受け入れを敢えて、やはり、住民の方々の思いを汲みながら身を切っているというふうに伺っておりますので、是非、その辺も御検討、対策など御検討いただければと思います。以上です。

○議長（向野 忍君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。

これから、議案第142号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第142号、令和2年度瀬戸内町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

来週12月14日月曜日は午前9時30分から本会議を開きます。

日程は一般質問等であります。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時35分

令和2年第4回瀬戸内町定例会

第 3 日

令和2年12月14日

令和2年第4回瀬戸内町議会定例会

令和2年12月14日（月曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第3号）

○開議の宣告

○日程第 1 一般質問（通告順）

1 安 和弘 君

2 元井 直志 君

3 永井しずの 君

4 柳谷 昌臣 君

5 中村 議隆 君

6 泰山 祐一 君

7 福田 鶴代 君

○日程第 2 議案第143号 監査委員の選任について

[議員派遣の件]

○日程第 3 議員派遣の件

[閉会中の継続審査・調査申し出]

○日程第 4 所管事務調査 子育て環境に関する調査

(文教厚生常任委員会)

○日程第 5 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項

(議会運営委員会)

※ 閉 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

令和2年第4回瀬戸内町議会定例会 12月14日（月）

○出席議員は、次のとおりである。（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	泰山祐一君	2番	福田鶴代君
3番	永井しずの君	5番	柳谷昌臣君
6番	元井直志君	7番	池田啓一君
8番	向野忍君	9番	中村義隆君
10番	岡田弘通君	11番	安和弘君

○欠席議員は、次のとおりである。（0名）

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	鼻克己君	事務局次長	福山浩也君
庶務議事係	法永由美君		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	鎌田愛人君	財産管理課長	加藤和正君
副町長	奥田耕三君	教育委員会 総務課長	長順一君
教育長	中村洋康君	社会教育課長	泉重行君
総務課長	福原章仁君	総務課財政補佐	鼻憲二君
企画課長	登島敏文君	総務課人事補佐	義永将晃君
町民生活課長	徳田義孝君		
保健福祉課長	真地浩明君		
商工観光課長	町田孝明君		
水産振興課長	義田公造君		
農林課長	川畑金徳君		
建設課長	西村強志君		

△ 開 会 午前9時30分

○議長（向野 忍君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付の議事日程第3号のとおりであります。

一般質問の前に、本町で9例の新型コロナウイルスの感染が確認されています。12月5日から昨日まで、新たな感染は確認されていませんが、まだ予断を許さない状況であると思います。感染された方々の1日も早い快復をお祈りするとともに、治療に従事されておられる医療関係者の皆様方に敬意と感謝を申し上げます。議会としても、感染予防対策を講じることとしました。会議開催に当たって、可能な限り3密を避けるとともに、会期及び一般質問の時間を短縮することとしました。そこで、質問時間は当局答弁を含めて30分以内とします。

△ 日程第1 一般質問

○議長（向野 忍君） 日程第1，一般質問を行います。

通告に従って、質問者は随時一般質問席において、発言を許可します。

通告1番，安 和弘君に発言を許可します。

○11番（安 和弘君） おはようございます。明けても暮れてもコロナに翻弄されている日が続いていますが、我が町ではこの10日間ほど発生はしておりません。しかしながら、まだ予断を許さないと思いますので、どうぞ皆様も一緒になって、このコロナに立ち向かってまいりましょう。

今回、先ほど議長からもありましたが、このコロナの影響で、我が議会でも一般質問の1時間の時間が30分と短縮されました。この11日の午後にこの話を聞きましたが、12日、13日と土日を挟んで、今日、一般質問が始まりました。そういう中において、予め原稿をしたためていた議員諸侯だと思います。私もその1人です。土日に、また、改めてこれを点検し直したということもありましたが、いずれにしても、準備期間が少しばかり短かったかなという気はしてなりません。

それでは、12月定例会における一般質問をいたします。

この度、新しく議員になられた皆様。これから、お互い切磋琢磨してこの町のために頑張ってもらいましょう。我々議員は人格と品格をもってこの議場に立ち、その責任の下で発言をしております。故にその言動をよほどのことがない限り、何人も遮ることはできない、そう私は思っております。今後もそのことをしっかりと肝に銘じ、行動していく。そういう議員でありたいと思っております。

今回、8度目の当選をさせていただきましたが、正直、でき過ぎの選挙であったと分析をしております。もちろん、私自身、この町に対しての最後の務めとも言い聞かせております。これまで瀬戸内町政、6名の町長の方と、また、そのうち4名の首長の方々とこの議場で町政について議論を重ねてきましたが、そのほとんどがああも言えばよかった。あのときなぜ言えなかったのか。自分自身に正直であったのかなどなど、反省することばかりであります。今回の改選に当たり決意したことは、悔いの残る議会活動はするまい。自分自身に正直な議員でありたいということでもあります。

選挙に当たっての私の大きなテーマは加計呂麻再生、甦れ商店街でありました。中でも、こと加計呂麻に関しては、歴代の首長の皆さんが口を揃えて言ってこられた言葉、加計呂麻なくして瀬戸内町の発展はないでありました。このことが、その言葉どおり実践されてきたのか。時代の流れと言えはそのとおりで、難しい問題でありましょうが、人口の減少、生活環境、教育、交通体系などなど、取り組むべきことは山積されているように思えてなりません。町民の全てにおいて平等でなければならず、地域の不便性の中で生活していく上で不平等があってはなりません。その解消のためにも、将来に向けての設計図、いわゆる青写真というものを描いていくことが大事ではないでしょうか。加計呂麻再生。加計呂麻を生き変えらせることでありますが、文字で書けばたったの6文字であります。ですが、そう簡単にできることではない、そう思っております。しかし、やらなければならない大きなテーマであり、避けては通れない町としての課題でもあるはずです。今回の選挙期間中、遊説で感じたことは、無投票の前はさておき、8年前の選挙に比べ、集落が静かであると。寂しい。人が減った。特に加計呂麻が実感でありました。私自身、反省すべき点として、天候、フェリーの時間の問題。そういうことで、与路、徳浜、安脚場、渡連、阿多地など数集落に行けなかったことが悔やまれます。全て計画の甘さ、準備不足、私自身の怠慢以外の何物でもありません。今後の私自身への戒めとして、近年の議会の中で、その出来事で残念で特に悔いの残ったこと、2・3述べてみます。第一に、加計呂麻中学校の実現を見るができなかったことであります。加計呂麻中学校設立に向けての推進協議会を立ち上げ、委員の皆さんが加計呂麻の各校区で協議を重ね、学校名、校歌、校章、通学路、施設の整備など全て決定した中で、最後の本会議の採決で5対4で否決され、加計呂麻中学校は幻と消えました。啞然としたものでした。しかし、議会での決定は動かしようはありません。議員個々の思いはそれぞれ仕方のないことであります。また、敬老祝い金の半額決定の問題、3月の議会でこの問題が議場にあがってきたとき、反対8、賛成1で否決。この町を支えて来られた敬老の皆さんのささやかな喜びとも言える祝い金を議会の反対で守ることができ、ほっとしたものでした。ところが、何と3か月後の6月の議会でも、こともあろうに今度は6対3で可決、半額にされてしまいました。情けなくて、己の力不足を思い知りました。もう1点は、この町を2分する騒ぎになったクルーズ船の問題で、冒頭で申し上げた反省することばかりの中、あのときなぜ言わなかったのかが、まさにこのときでありました。議会にあがってくる前の全員協議会で、全議員が当局から説明を受け、概ね承知をしたものでした。しかしながら、その後の建設業協会、商工会、漁協、観光協会、誘致する集落等との文書の手続きの問題などで、自然を守る会、加計呂麻区長会などが動き出し、この件は町が取り下げることとなりました。ただ、問題は、議会にあがってくる前の全員協議会の中で、我々がもっと踏み込んで議論をしなかったことが、この大きな騒ぎの基になったのかもしれないということでもあります。反省しました。町の人からは、この騒ぎがなかなか収まらないときに、議会は何をしていたんだと、議員は何していたんだと、大きなお叱りを受けました。考えてみますと、このいずれの問題も、人口の減少ということに端を発しているように思えてなりません。

以上のことを踏まえながら、次の2点についてお尋ねいたします。

1、加計呂麻の人口減に対する対策について。

2、町が計画している、あまみせとうち地域公社について、町民に分かりやすく説明をしていただきたいと思います。

答弁を伺って、2回目の質問といたします。

○町長（鎌田愛人君） おはようございます。この度の町議会議員選挙におきまして御当選されました安 和弘議員に対し、心よりお慶びを申し上げます。

それでは、安 和弘議員の一般質問にお答えします。

1点目の加計呂麻の人口減少に対しての対策についてであります。本町は人口減少の対策として、定住促進条例を設置し、町内全域を対象とした空き家利活用事業助成金、住宅リフォーム等助成金、出産祝い金等支給を実施しております。また、空き家バンクの募集、移住体験住宅を本島側に2戸及び加計呂麻島に1戸、それぞれ設置し、移住の促進を図っております。さらに、今年度から、令和4年度までに加計呂麻島に光ケーブルを敷設し、加計呂麻島全域で光回線の利用が可能になり、新たな企業誘致及び雇用への広がりも期待されているところであります。本町における人口減少対策の施策の大きな柱は、住環境、雇用環境、子育て支援施策の整備の推進という認識の下、加計呂麻地区においても人口減少を最小限にとどめるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、あまみせとうち地域公社についてであります。平成29年4月より農業公社設立に向け、近隣の農業公社を設立した市町村の取組状況などを調査、研究を行い、企画課と公社設立に向け協議を重ね、平成30年12月に従前の構想に、新たにふるさと応援基金の拡大と地域振興を図るための業務にも取り組み、あまみせとうち地域公社として設立いたしました。令和2年度より、農林課でふるさと納税事業、直売所を加計呂麻のいっちゃんむん市場の事業に取り組んでおります。今後、雇用創出及び加計呂麻農業の振興を図るため、現在、用地交渉を進めている瀬相地区にきび酢村構想として、サトウキビ加工施設などの整備を進めていきたいと考えております。以上です。

○11番（安 和弘君） はい、御答弁いただきました。確かに町長がおっしゃる、これは人口の減を防ぐための、安定を図るための方策だと思っております。ただ、私は今回の質問の柱はたったの2項目であります。この2項目をセットで考えていただきたいと思っております。どっかで見たことあるなと思って、3月の議会の議事録を見ましたら、町長とのやり取りで、これまで出てきました、確かに。そこから、そのときの町長の答弁の中にですね、合同会社あまみせとうち地域公社については、登録も済んでおります。その中で、まずは今、瀬相の用地を取得することに全力を挙げております。そのことを早期に実現して、サトウキビを生産していきたい。議員が言われるように、それで雇用を創出して、Uターン者なり、加計呂麻に住んでいる人なりをですね、雇用してとあります。町長のお考えの中にもUターン者ということがあるのだなと思って、改めて僕はこれを見てですね、私も少しばかり安心をしました。ただ、肝心なことは、Uターン希望者が、今、確かに増えていると聞いております。しかしながら、Uターンして来ても、仕事がなければ、また、

帰ってしまいますね。また、今日つたない資料もどきのものを皆様方に配付しましたが、これは昭和30年と平成30年、そのときの人口の推移でありますけれども、一番注目すべきは、昭和30年、31年に加計呂麻で1万683名の人口がありましたと。これは、実久、鎮西の人口だと思います。ただ、今、瀬戸内では8,848名。いわゆる、加計呂麻よりも、今、少なくなってしまうんだと、町全体としてですね。だから、こういう現実を捉えたときに、やはり具体的な方策をもって、この解消に当たらなければ、人口増は望めなくても、せめて人口増に歯止めをかける方策をですね、これからお互い考えていくべきではないかと、私自身、そう思っております。それで、今日はこういう、本当にもうつたないものを配付して恐縮ですが、ただ、昭和30年代に我が町でどういうことが起きていたか。大島パイン株式会社、それから、竹岸ハム、いわゆるプリマハムですね。それから、拓南製糖、クルマエビと。クルマエビについては、昨年まで確かにホノホシでありましたけれども、それが今はなくなってしまったと。その全てにおいて原料不足というものが原因であったということを、過去の本でですね、新聞社の調べでこういうこと、出てまいりました。ですから、この頃の町長が、それこそこれでもか、これでもか、これでもかと取り組んできたこと。これは、私なりに評価をしております。結果はどうあれですね、評価はまちまちでしょうが、私は評価をしております。ただ、その当時の町長の意気込みを感じるというものです。ここで、先ほど来、町長の御答弁を伺いました。お尋ねしたいのは、瀬相の土地の取得に全力を挙げるということを3月の議会で町長が言われた。今現在、そのことはどうなっているのかお伺いいたします。

○農林課長（川畑金徳君） 今現在、農地の登記、買収できたのが62.3%です。買収できない分に関しては、賃貸借等で契約を、今、結んでおります。今の進捗率は全体で96.2%となっております。

○11番（安 和弘君） はい。確かにこの仕事は大きく化ける恐れがあると、私は期待しています。言いますのも、取り組んで出発するまでは時間はかかりまじょうが、そこで化けたら化けるんじゃないかなということは、そのサトウキビの生産イコール黒糖、きび酢まではつながっていると。そこにお伺いしたいのは、Uターンの方たちを何とかこの枠組の中に入れてですね、そして、お配りした中にありますが、1所帯4人、夫婦2人、子供2人、それを平均家族として10所帯来てくれたら40人。確かに金もかかりまじょう。しかし、そのための金を使うのであれば、瀬戸内町の皆さん、納得すると思うんです。納得すると思うんです。これが、どう化けるかは、これから町の皆さんの取組方、また、我々の取組方だと思っております。今一つは、当時の企業は採算がとれなくなればさっさと引き上げました。しかし、この地域公社は地元で育っていますから、何かやりたいことがあったら、また、やり直せばいいと。これは、これがきくと思うんですよ。そういうことを。だから、この地域公社を大事にされてですね、どうぞこれからの町の発展のために役立てていただきたいと思っております。

○町長（鎌田愛人君） 時間があればですね、もっと加計呂麻の人口を、減少を食い止める対策についてお話ししたいところですが、きび酢村構想についてだけ、私の思いを申し上げたいと思います。このきび酢村構想につきましては、瀬相の方に製糖工場、原酢醸成貯蔵施設、きび酢製造施

設、多目的広場、グラウンドゴルフ、そして、サトウキビ畑というのが構想の中にあります。そして、今現在、きび酢はJAあまみが運営しておりますが、これまでの事業利益からするとですね、平成28年度で3,200万円ほど事業の利益がございました。そして、その後2,000万円代でありましたけれども、令和元年度で470万の利益しかありませんでした。それは、原酢不足ということがありましたけれども、是非ですね、このことを実現しまして、私の1期目のマニフェストでありました。加計呂麻島を黒糖生産日本一の島へということで、この事業を進めてきた中でですね、今現在、JAあまみが運営、経営しておりますが、JAあまみとも瀬戸内町への譲渡を含めた中で、今、協議中であります。これを、用地を取得して、そして、予算を確保した中で、瀬戸内町の事業としてですね、これを推進しながら、加計呂麻島の振興発展、そして、雇用創出に向けての展開に広げていきたいというふうに思っております。そのことにより、今、出稼ぎで行った方々、また、若い方々も加計呂麻出身の方々が島に帰って来て、島で働いて、加計呂麻島で働いて、加計呂麻島で子供を育てて、そういう加計呂麻島にしたいと、そういう思いは強く持っております。今後ともきび酢村構想以外の子育て支援対策や住環境のことなど、様々な政策を駆使しまして、加計呂麻島の人口増、ひいては瀬戸内町全体の人口増につなげるような施策をどんどん思いっきりやっていきたいというふうに考えております。

○11番（安 和弘君） はい、頼もしい町長の言葉を拝しました。確か、町長はこのほかにもですね、瀬戸内ブランドの焼酎を作りたいという話もありました。是非、その実現に向けてですね、しっかりと取り組んでいただきたい。我々もフォロー、バックアップしてまいりたいと思っております。

最後になりましたが、半世紀前頃よく言われた言葉に、なんでもかんでも反対という言葉がありました、流行りました。この言葉は、国会や地方議会で当局の示す方針にことごとく反対をするある政党を揶揄する言葉でありました。最近の我々議会報の中にあった、篠川の敬老の方の言葉を少しだけ述べてみたいと思っております。町と議会はこの町の発展のため、ともに切磋琢磨して頑張りたい。しかしながら、なんでもかんでも賛成という姿勢はいかかなものか、ということがありました。これ、議会報の裏表紙の方に載ってましたから、これはもう、みんなが見ているはずです。私もこの、これを見てですね、名前もちゃんとうたってありました。そうかなって、やっぱり町民はいろんな角度から目を向けている。我々議員に対してですね。目を向けていると。ということを強く感じましたし、また、この言葉は肝に銘じていきたいと。やはり、議場でこうしてものを言っていますが、所詮は、私は自分の言葉に責任を持ちながらものを言っているつもりであります。ですから、今後ともこういう町民の声というものを真摯に受け止めながら、議会活動に取り組んでいきたいと申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（向野 忍君） これで、安 和弘君の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午前10時00分

開議 午前10時05分

○議長（向野 忍君） 再開します。

通告2番，元井直志君に発言を許可します。

○6番（元井直志君） おはようございます。通告に従い，一般質問を行います。

まず，人口対策について伺います。町の人口の見通しはどうか。人口が減るとどうなるのか。町の財政に及ぼす影響はどうか。人口減少を食い止めるためにはどうすればよいか。

2番目に，ごみの処理について，町長に伺います。今後，ますますごみは増えると考えられるが，どう対応するのか。リサイクルについて，どのように対応するのか。町独自でごみ処理はできないものか，お尋ねします。

3番目に，町の経済について，町長に伺います。コロナの影響が町の経済に及ぼす部分はどうか。水産，農業，商業，建設，それぞれの分野に及ぼす部分はどうか。町の経済を浮揚させるためにはどうすればよいか，町長の考えを伺いたいと思います。

最後に，放課後子ども教室について，教育長に伺います。現況はどうなっているのか。もっと充実させるべきだと考えるが，どうなのか。今後，日数を増やすとか，地域を拡大させなければならないと考えますが，どうなのか。

以上，質問を終わります。

○町長（鎌田愛人君） この度の町議会議員選挙におきまして御当選されました元井直志議員に対し，心よりお慶びを申し上げます。

それでは，元井直志議員の一般質問にお答えします。

1点目の人口対策についての人口の見通しについてであります。令和2年3月に策定された奄美大島5市町村による奄美大島人口ビジョン2020の中に，国立社会保障人口問題研究所の推計による本町の人口見通しについて，2015年から5か年ごとに，2060年まで数値化されております。2015年には9,042人であったものが，2060年には60%減の3,614人と推計されております。

次に，人口が減るとどうなるのかについてであります。人口減少は本町のみでなく，日本全国の大きな課題であります。人口減少は地域の消費や生産などの経済活動をはじめ，地域力の低下や担い手不足，既存施設や用地の遊休化など，町民生活に大きな影響を与えます。また，本町の大きな課題としては，進学や就職のための20歳前後の若年層が島外へ流出することによる年齢構造の不均衡が全国と比較して顕著であり，このままの状態では推移すると，ますます高齢化が進展すると見込まれます。高齢化の進展は社会保障費の増加や社会基盤のバリアフリー化，公共交通体系の充実，産業の担い手不足対策など，多くの財政需要が発生します。また，消費するものや提供されるサービスも変化し，所得の減少による消費の減退により，地域の商店街の衰退などにつながっていくと思われま。

次に，町の財政に及ぼす影響についてであります。人口規模は町財政運営において重要な財源

である町税への影響や、最大の財源である地方交付税への影響が大きく、予算編成全体に及ぼす影響は多大なものになると思われます。地方交付税については、人口1人当たりの影響額がおよそ27万7,000円となっています。

次に、人口減少を食い止めるにはどうするかについてであります。これまでも人口減少や年齢構造の不均衡の対策のため、雇用の創出や子育て支援に注力していますが、なかなか改善が見られない現状を踏まえ、その対策もこれまでとは視点を変えていく必要があると思います。本町が健全で持続可能な行政運営を続けていくためには、年齢構造の不均衡を考えつつ、町民の声をしっかりと把握し、雇用環境を整備し、若い世代の流入を促進するとともに、全ての世代が生き甲斐を持って自分らしく生活できるよう、町民とともにまちづくりを進めていくことが必要であると思います。

2点目のごみの処理についての、今後ますますごみが増えるのではないかとということですが、人口減少が予想される中で、本町で排出される家庭ごみの総量は減少するものと考えています。

次に、リサイクルごみについては、平成31年3月に完成し、同年4月に供用開始したリサイクル施設において分別を行っています。この施設において、空き缶、ペットボトル、古紙類の分別を行い、資源としてリサイクル業者へ売却しています。粗大ごみであるタンス、布団、畳なども受け入れられています。

次に、町独自のごみ処理については、本町は平成24年度に大島地区衛生組合に加盟しており、焼却処分については衛生組合で行っています。本町独自に焼却施設を建設し、独自処理を行うのは、体制整備や費用の面からも難しいと考えています。

3点目の町の経済についてであります。コロナの影響については、国の対処策による県をまたぐ移動の規制により、ここ数年好調であった観光入客が激減し、観光客の宿泊業が打撃を受け、それに伴い、観光業、飲食業が深刻な状況に陥り、例年と比較して大幅な減収となる関係事業者が激増する傾向にあったと認識しております。また、島内及び町内にコロナ患者が発生すると、島内、町内在住者の外出自粛により、飲食業が集中的に影響を受ける状況に陥る傾向にあります。世界自然遺産登録を前に、これまで町の経済の牽引役となっていた業種が、このような状況に陥ることにより、第2次、第3次の負の連鎖が生じ、町の経済に影響を及ぼしたと認識しております。その対処策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、諸施策を実施、町独自で緊急支援金の給付などを行ったほか、本町発注の公共工事の早期発注に努め、本町における早めの景気の底上げに努めてきたところでもあります。

次に、水産、農業、商業、建設、それぞれの状況については、水産業におけるコロナ禍での影響につきましては、漁協を通じた漁獲高は、4月から10月において、前年度と比較しますと約2割程度減額となっております。主な要因としましては、魚価の低迷です。養殖業のマダイ、カンパチにおいても、出荷取扱高の減が主な要因です。農業関係につきましては、肉用牛5月子牛競りで価格が下落しましたが、7月子牛競り以降、持ち直しつつありますが、今後、枝肉の影響が落ち込めば、

子牛競り価格が下落するものと思われます。農作物については、影響がないものと思われます。商業に及ぼす影響につきましては、特に飲食店において、顧客の減による影響が大きいものと推察されますが、この新型コロナウイルス感染症の影響は計り知れず、全ての経済への影響が大きいと考えています。それに伴い、運転資金の借入れなどが通常よりも増えています。セーフティネット補償の申請につきましては、例年、1から2件だったものが、今年度4月以降は64件と大幅に増加しています。建設分野が及ぼす部分の、本町が発注する公共工事につきましては、早期発注に努めているところであり、現在のところ、コロナの影響による建設工事の中止などの事態は発生しておりません。しかしながら、幾つかの建設工事においては、コロナの影響により島外からの調達する建設資材の納入が遅れる事案が発生しております。本町としましては、契約工期の変更の対応などを行い、円滑な工程管理と工事完了ができるよう努めているところであります。

次に、町の経済の浮揚策については、町の経済浮揚のためには、町の最上位計画である瀬戸内町長期振興計画、その理念を達成するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「子ども子育て支援事業計画」「観光振興計画」「農村振興基本計画」「都市整備計画」等を確実に実行していく。そのことが移住人口増、社会基盤整備事業の実施、企業立地、雇用促進による内需拡大、第1次産業の振興、観光業の振興、商品開発販売による外需獲得の推進につながり、それぞれ相まって経済の浮揚につながっていくものと考えております。また、コロナ禍の中、国が推進、推奨するワーケーション、脱炭素事業にも注視しながら、常に迅速に、新しい諸事業に取り組んでいきたいと考えております。

4点目については、教育長が答弁します。

○教育長（中村洋康君） 元井直志議員の一般質問にお答えをいたします。

放課後子ども教室の現況について、充実について、そして、地域の拡大の考えについてであります。現在、本町の放課後子ども教室は古仁屋子ども教室が週5日、阿木名子ども教室と嘉鉄子ども教室は週2日で開設をしております。また、要望があれば、できる範囲で充実を図ることは可能だと考えています。今後のことにつきましては、古仁屋子ども教室以外の2か所の教室については、日数を増やすことも可能ではありますが、先に実施したアンケートの結果などから、当面は現状のままで運営したいと考えています。地域の拡大につきましても、要望があれば検討したいというふうに思います。以上です。

○6番（元井直志君） 以上で、質問を終わります。

○議長（向野 忍君） これで、元井直志君の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午前10時23分

開議 午前10時45分

○議長（向野 忍君） 再開します。

通告3番、永井しずの君に発言を許可します。

○3番（永井しずの君） おはようございます。まずはじめに、この度の町議選において、多くの町民の御支援を賜り、この場に立たせていただいていることに深く感謝申し上げます。それと、我が町における感染者の方や御家族の方の御心痛はいかばかりかとお察しいたします。1日も早い終息を心から願っております。

それでは、第4回定例会における通告に従い、質問をさせていただきます。

まず1点目、瀬相港ターミナルビル役場支所建設計画について。瀬相港にターミナルビルが建設され、その中に役場支所が入ると聞きましたが、今後の計画や現段階の状況をお聞きます。

2点目、町立久慈小・中学校の廃校についてですが、令和3年4月以降、久慈小・中学校は廃校になるようですが、その後の使い道など、役場の方では検討されているかどうかをお聞きます。

最後に3点目、私の専門分野でもあります郷土芸能の伝承について。現在、八月唄、踊り、島唄、三味線、太鼓などは、公民館自主グループの教室がありますが、月に1度ぐらいでも学校の授業で取り入れることができないかをお聞きます。

以上、3点が私の質問です。

○町長（鎌田愛人君） この度の町議会議員選挙におきまして御当選されました永井しずの議員に対し、心よりお慶びを申し上げます。

それでは、永井しずの議員の一般質問にお答えします。

1点目の瀬相港ターミナルビル役場支所建設についてであります。平成31年2月19日に庁内組織加計呂麻島ターミナルビル建設検討委員会、仮称を設置し、加計呂麻島、請島、与路島の3島民の利便性を考慮した総合施設整備を基本構想とした最終報告を令和2年1月31日に提出したところであります。基本構想を基に、本年度中に加計呂麻島ターミナルビル、仮称、建設プロジェクトチームを設置し、役場支所については、令和3年度より基本計画書、建設予定地の調査、基本設計、実施設計で計画しております。

2点目の町立久慈小中学校の廃校を受けての活用であります。久慈小中学校の利用については、平成31年2月に久慈、古志、花天、管鈍、西古見集落の区長を委員の中心とする西方創生委員会を創設し、西方の活性化のための利用計画を検討し、久慈小中学校を西方地区の拠点とするための海洋体験型教室、カフェ、宿泊施設などの複合施設の検討がなされましたが、宿泊施設としての利用に難があるなどの諸問題があり、計画作成を断念した経緯があります。今後は久慈集落と今後の利用について、新たな利用方法を検討していきたいと考えております。

3点目の郷土芸能については、教育長が答弁いたします。

○教育長（中村洋康君） 永井しずの議員の一般質問にお答えをいたします。

郷土芸能の伝承について、学校の授業で取り入れることができないのかという質問であります。現在、各学校において、総合的な学習の時間等を活用し、郷土教育として八月踊り、島唄、三味線等に取り組んでおります。多い学校においては週に1回、少ない学校においては、学期に1回の

割合で実施をしております。今後も各種団体や地域の人材の協力の下、郷土教育を推進してまいります。以上です。

○3番（永井しずの君） 御答弁、ありがとうございます。瀬相港ターミナルビルについてですが、先ほど来、加計呂麻の活性化についてお話があります。やはり、瀬相は支所が入ることによって便利になると、人口も自然と便利さを感じて増えていくんじゃないかと思っておりますので、是非、進めていただきたいと思っております。

先ほどの久慈小中学校についてですが、もし、宿泊について難があるならば、そのほかに、カフェとか、すぐできるものから、是非、やっていただきたいと思っております。久慈小中学校は久慈集落の入り口にありますので、やはりそこが動いていないと寂しい気がします。是非、お願いいたします。

あと、郷土芸能についてですが、今、多分その、隔週、週1回とか回数があるのは小さい学校だと思います。やはり、私の教室でも古仁屋の子が多いんですが、古仁屋の子供はやはりスポーツ少年とか、各、習い事が多くて、なかなかうちの教室に来ている子は少ないです。それで、是非、古仁屋のような規模の大きいところが、その授業をもつことは難しいのではないかとはい思いますが、そこを何とか、1か月1回でなく、2か月に1回でもいいです。その学年、1学年じゃなくて、全員が触れてほしいんです。島唄、三味線、八月唄。ですので、例えば、1回で、この学年は島唄、この学年はというふうに、1日で3項目をしてもいいんです。是非、その点をよろしくお願いいたします。

○町長（鎌田愛人君） 1点目の瀬相港ターミナルビル役場支所についてでありますけれども、これは私の2期目の町長選挙のマニフェストにおいても、共生・協働による町民主体の島という中で、瀬相港ターミナルビル役場支所建設ということ掲げて、町民の皆様方にお約束をした、マニフェストの項目であります。先ほど、議員が言われるとおりですね、やっぱり加計呂麻島の方々の利便性向上のためにもですね、役場支所は必要だと思っています。このことについては、1月1日から新たに水産観光課というのがございますが、そこを中心に、先ほど申し上げました建設プロジェクトチームを設置していきながらですね、そして、一番大事な加計呂麻島の住民の声も聞きながらですね、この建設に向け、様々検討していきたいというふうに考えております。

そして、久慈の小・中学校跡につきましては、以前、久慈集落の区長さんから言われたのが、西方にも政治の光を当ててくれということ、以前、言われたことがあります。学校がなくなってもですね、その学校を活用した中で、その西方地区の活性化に向けてですね、我々、考えていきながら、そして、このことについても、西方地区の皆様方の住民の声を聞きながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（向野 忍君） 永井君、1問1答方式でお願いします。

○教育長（中村洋康君） 郷土芸能等の伝承も含めた郷土教育のですね、各学校における実施状況ということで、少しお話をさせていただきたいと思っておりますが、やはり学校ではですね、学習指導要領

に基づく教育課程の編成をしてですね、教科書に基づく授業を実施するということでありまして、その中でも、やはり郷土教育の重要性というものを認識しておりますけれども、先ほども答弁いたしましたけれども、総合的な学習の時間というのがありますので、そちらの方ですね、さっき申し上げましたように、郷土芸能の伝承活動という形で実施しております。郷土教育という全体的で言えばですね、島のゆすいぐとう集とかありますけれども、それを全ての学校に配布する。そしてまた、私たちの瀬戸内町という副読本があるんですけれども、社会科の授業で、これは3・4年生ですか、で瀬戸内町のその郷土芸能であるとかですね、そういうものを含めた郷土教育を実施しております。そしてまた、瀬戸内子ども検定という形でですね、実施もしております。そういう中で、先ほど議員おっしゃったようにですね、古仁屋小中学校においてですね、なかなか全体的なそういう伝承活動ができていないんじゃないかということもありますけれども、その運動会などの八月踊り、唄を実施するとかですね、教科書にはありませんけれども、総合的な学習の時間で郷土教育、そして、伝承活動ですね、積極的に推進するように進めているところであります。

○3番（永井しずの君） 答弁、ありがとうございます。よく分かりました。

最後に、一つだけお願いしたいです。瀬相港ターミナルビルの支社が入ることなんですけれども、加計呂麻の方も本島の方と同じようなサービスを受けれるように、例えば、私の考えではFMせとうち、ありますよね。それを是非入れていただいて、加計呂麻の方も同じようにサービスができればと考えております。是非、そこら辺もよろしくお願いします。

以上をもちまして、私の質問に変えさせていただきます。

○議長（向野 忍君） これで、永井しずの君の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午前10時58分

開議 午前11時05分

○議長（向野 忍君） 再開します。

通告4番、柳谷昌臣君に発言を許可します。

○5番（柳谷昌臣君） こんにちは。一般質問を始める前に、一言御挨拶させていただきます。先月の町議会議員選挙におきまして、町民の皆様に厚い御支持、御支援を賜りまして、心より感謝申し上げます。4年前の選挙では無投票当選でしたので、僕自身、ある意味初めての選挙戦でした。町民の皆様にお約束した、子供を産み育てやすい環境づくり。高齢者が生き生きと暮らせるまちづくり。町の中のあちこちで笑い声が聞こえる、笑顔あふれるまちづくりを目指し、常に町民の皆様の声に耳を傾け、しっかりと町政に反映できるよう、全身全霊、全力、全集中で頑張っております。また、議会としても議員としても、日々成長し、町民の皆様に信頼していただけるよう努力してまいります。今後とも皆様のお支援、御指導賜りますようお願い申し上げます。

また、先日、町内において新型コロナウイルスの感染が確認されました。感染された方々には、

1日も早い御快復をお祈りいたします。また、現場で頑張っていただいている医療従事者の方たちに心より感謝申し上げます。今後、感染された方とその御家族、そして、医療従事者とその御家族に対してのストレス解消、心のケア等に関しましてもしっかりと取り組んでいかなければいけないと思います。町民の皆様におかれましては、今まで以上に一人一人がしっかりと感染予防に努め、新しい生活様式を守っていきましょう。

それでは、令和2年第4回定例会において、通告に従い、一般質問を行います。

まず1番目に、主な大型事業についてでございます。現在進めている大型事業の事業名ごとの予算規模とスケジュールを伺います。

次に、令和3年度以降予定している新規の大型事業の事業名ごとの予算規模とスケジュールを伺います。

2番目に、船舶事業についてでございます。まず、貨物海上運送の今後の見通しについて、伺います。

次に、町営定期船フェリーかけろまについてでございますが、現在のフェリーかけろまに代わる旅客船を造るべきとの声が一部で聞かれますが、その場合に考えられる影響について伺います。

最後に、船舶も含めた交通行政の推進体制を、今後、どのようにしていくのか、伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人君） この度の町議会議員選挙におきまして御当選されました柳谷議員に対し、心よりお慶びを申し上げます。

それでは、柳谷昌臣議員の一般質問にお答えします。

1点目の町政全般についての現在進めている大型事業の事業名ごとの予算規模とスケジュールについてであります。現在、進行中の大型事業は一般廃棄物処理施設建設事業が予算規模で23億1,498万円。令和2年度が最終年度となっております。また、高度無線環境整備推進事業、いわゆる光ファイバーケーブル設置事業ですが、予算規模で3億3,986万5,000円。令和4年度完成を目指しています。

次に、令和3年度以降予定している新規の大型事業の予算規模とスケジュールについてであります。今後、予定している大型事業は、令和3年度着工予定分として、学校給食センター建設事業が予算規模で11億7,000万円。令和4年度完成予定。防災無線、もとい、防災戸別受信機整備事業が予算規模で4億6,400万円。令和5年度完成予定です。また、現時点で予算規模や実施年度が未確定ではありますが、主なものとして、せとなみ建造事業。瀬相ターミナルビル建設事業。清水公園整備事業。古仁屋小学校体育館更新事業などを予定しています。

2点目の船舶事業についての貨物海上輸送の今後の見通しにつきましては、現在、民間の1事業者が運行しています。しかしながら、船の老朽化に伴う代替船の建造について、資金力が見込めないこと。今後、船長の確保が難しいなどのため、令和6年4月をもって、貨物フェリーによる海上運送を止め、陸上運送のみの営業にしたいとのことでありました。町といたしましては、対応策とし

て、民間貨物フェリーに代わる代替船の運行に向けて、検討を始めていきます。

次に、フェリーかけろまに代わる旅客船を造った場合に考えられる影響につきましては、フェリーかけろまは国の補助を受けて建造されました。そのため、耐用年数、減価償却資産の耐用年数もあり、その期間より早く廃船となる場合は、補助金の返納や町債の一括償還が伴うものと思われま。また、航路そのものが国の補助航路となっていますので、影響が大きいものと推察されます。現時点でフェリー建造費に係る補助金等の返納額を試算しますと、最大で補助金分1億1,714万4,000円。町債分、4億2,819万9,000円と試算されます。

次に、今後の交通行政の推進体制につきましては、町内の交通関係を集約し、商工交通課として新しい部署に改編し、業務に当たります。以上です。

○5番（柳谷昌臣君） はい、それでは時間の都合もありますので、2回目の質問、手短に済ませていきたいと思ひます。

まず、現在進めている大型事業でございますが、この一般廃棄物の処理施設の建設事業、また、高度無線環境整備推進事業でございますが、こちらの方は、国、または、ほかのところからの補助金等あるかと思ひますが、どのようなぐらい補助をしてもらえる事業になっておりますでしょうか。

○町長（鎌田愛人君） 一般廃棄物処理施設建設事業については、これ、防衛省の補助金で、50%が防衛省の補助金で、残り50%は過疎債を活用しております。次に、高度無線環境整備推進事業につきましては、コロナ臨時交付金、これが1億4,546万5,000円がありまして、また、過疎債で1億6,120万円。これは、交付税措置で70%となっております。以上です。

○5番（柳谷昌臣君） 今、それぞれの事業に関して、補助金やら交付税等がかなり有効に使われて、町としても財政面でもかなり助かっていることだと思ひますが、その中で、今後、計画されている給食センター事業、また、防災戸別受信機整備事業に関しても、そのような補助金、または、交付税は使用できるようになっておりますでしょうか。

○総務課長（福原章仁君） 防災行政無線の戸別受信機事業について、お答えいたしたいと思ひます。これにつきましては、奄振の成長戦略推進交付金事業を活用しておりまして、国の補助率が2分の1、県の補助率が10分の1、従いまして国・県の補助率が10分の6が国・県の補助率というふうになっております。以上です。

○総務課長（福原章仁君） 学校給食センターにつきましては、義務教育施設整備事業の補助事業を活用するというようになっておりまして、補助率が、一応ですね、実施補助が事業費の2分の1以内というふうになっております。以上です。

○5番（柳谷昌臣君） こう使える補助事業に関しましては、しっかりと国・県とも連携をしていただき、取れるだけ取るというわけではございませんが、もし活用できるものはしっかりと活用をしていただきたいと思ひます。

その中で、今後ですね、この学校給食センター建設事業、こちらの方も令和4年度完成予定で計

画をしているということですが、例えばその給食センターの中身の調理器具、また、備品等とかに関しまして、調理員、働いている方々の御意見とか、そういうのも踏まえた、踏まえる場とか、そういうのはありますでしょうか。

○教育長（中村洋康君） 建設に当たってはですね、建設検討委員会で組織しておりますけれども、その委員の中にですね、調理員を代表する方もいらっしゃいます。栄養士、栄養教諭もいらっしゃいます。そして、その中でですね、運用、供用開始に当たって、その前にですね、やはり研修なども行って実施するというふうな形をとっております。

○5番（柳谷昌臣君） そうですね。やはり現場で働く人が一番の中身を分からないといけないですし、使い方もその人たちの意見をしっかりとですね、取り入れて、また、それを活用できるようにして、進めていっていただきたいと思います。

次に、交通体制でございますが、先ほどありました、この民間の貨物フェリーの方が令和6年の4月をもって、もう辞められるということですが、これに対して、町といたしましても何かしらのことは、今後、していかなければいけないと思いますが、それについて、例えばこういうふうな課題があるとか、そういうものは、今で挙がっていることとか、そういうのはありますでしょうか。

○町長（鎌田愛人君） これまで民間がしていたってということで、その民間の会社には大変感謝しているところでございます。ドッグのときや、また、加計呂麻への貨物輸送、請島、与路島への貨物輸送など、大変この民間フェリーがあったおかげでですね、瀬戸内、大変助かっております。これがなくなった場合の影響は大変大きなものがあります。その中で、やはり今後の課題としては、その建設に向けた財源の確保。そして、船員の確保。さらには、港をどうするかなど、様々な課題があるのは事実でございます。このことを、もう令和6年の4月っていうのは決まっておりますので、それに向けて、スピードを上げなければなりません、確実にそういう物事を進めながらですね、新しい貨物フェリーを建造に向けて進めていきたいというふうに思っております。

○5番（柳谷昌臣君） 確かに、今、この貨物フェリーがあるおかげで、加計呂麻の方、また、請・与路の方にも、いろいろ、建設関係、または、プロパンガス関係とか、いろいろ使っておりますが、それが本当に使えなくなるっていうのは、とても大変なことになると思いますので、令和6年になるかどうかはちょっと分かんないですが、それまでにもう時間もそれほどないと思いますので、是非、町もですね、一緒になって、また、いろんなところの意見も聞きながら、進めていっていただきたいと思います。

○町長（鎌田愛人君） このことにつきましてはですね、町単独でやるというわけではなくですね、やはり民間団体とか、そういうところも、民間事業所とか含めた中で検討して、様々なことを検討していきたいというふうに考えております。

○5番（柳谷昌臣君） そうですね。今、町長、おっしゃられていましたけれども、様々な可能性、そういうのをしっかりと、町の方もですね、模索しながらですね、是非、進めていっていただきたいと思います。

また、フェリーかけろまに関しましては、廃船となる場合はかなり高額補助金の返納、町債の一括償還というのが伴うということでございますが、今後、新しく商工交通課の方もできるということですので、是非ですね、フェリーに関しましては、船を替えるというわけじゃないかもしれませんが、何かしら、やはり加計呂麻の方とかも、また、困っている部分、たくさんあると思いますので、是非、何かしらの方法をですね、意見交換等をしていただいて、造っていただきたいと思っております。

○町長（鎌田愛人君） そのフェリーかけろまをですね、まず、フェリーかけろまを新しくする、した場合の影響ですけれども、先ほど申し上げましたが、具体的に申し上げますと、起債を使って船も建造、国の補助もありますけれども、起債を使って建造した上でですね、その対象物が現有しない、ない場合は、一括償還は、なくなった場合はね、一括償還は逃れないというのが、これまでのルールでございます。そして、その中で、補助金の返納。先ほど申し上げましたが、1億1,700万。そして、起債が4億2,800万ほどですね。これを返納しなければならないという大きな問題が、まだあります。そして、新たに船を造るとした場合ですよ、さらに5億から7億かかるわけですね。その場合、国や県がですね、そういう自分たちの都合で廃船して、新しく船を造るからといって、補助金を町にやるということはないということは、以前、運輸局の方々の方でですね、町が利便性やバリアフリー化などを推進する中で計画した船であり、運輸局としては補助している以上、使い勝手が悪いからといって売却することは認められないということを申しています。もし、町単独で5億から7億の船を造る場合は、町の単独での借金です。その場合、様々な影響が出てきます。先ほど大型事業、申し上げましたが、それ以外に、せとなみの建造事業が4億から5億。瀬相ターミナルビルが、これ、見込みです、見込みですけれども、3億から4億。清水運動公園事業が約50億。古仁屋小学校体育館が5億から6億。これは、見込みでありますけれども、その様々な事業に影響がしております。船を大きくしたらいいじゃないかという声がありますが、古仁屋港に入る港、今でさえちょっと狭いという感じがしますけれども、大きくした場合は、その港湾工事が関係してきます。そして、現在の発着場ですか、浮き桟橋、あれは、あの船に合わせて浮き桟橋を造っておりますので、大きくした場合は、その浮き桟橋って言うんですかね、それにも影響がくる可能性があります。何よりも忘れてならないのは、天気が悪くて、台風の影響などにより欠航が増えているということでもありますので、新しく船を造っても、台風が来たり、運航基準を満たさない場合は、今後も安全運航を努める中で、安全基準の中で運航していく。そのことは、新しく船を造っても変わらないということでございますので、このことは守りながらやっていきたいというふうに考えておりますし、先ほど来、お話申し上げている、他の事業の影響など考えると、新しく船を買い替えるということは、今回、試算しましたけれども、全く考えておりませんし、今後、船舶事業についても、貨物フェリー、そして、フェリーかけろま、フェリーせとなみ、新しい課においてですね、バスも含めた中で、交通政策を充実していきたいというふうに考えております。

○5番（柳谷昌臣君） 今の町長の答弁をお聞きしまして、かなり分かりやすかったんですが、今後

ですね、今までもありました、このフェリーかけろまの問題もさることながら、この民間の、この貨物フェリーの件。また、その、今度、先々に来るであろうこのせとなみの建替え等、いろいろあるかと思しますので、是非、こちらですね、新しいこの商工交通課を通じてですね、また、皆様のね、不安を解消できるように。また、しっかりいろんな課題というのにも出てくるかと思しますので、一つ一つ解決して、町民のためにしっかりとできるような形を、是非つくっていただきたいと思えます。

○町長（鎌田愛人君） 欠航時の対策についてもですね、フェリーかけろまの欠航時の対策についても、その対処方法、役場内で決定しておりますので、このことについても、欠航したときにどうするということは、今後も。フェリーかけろまが欠航した場合の、住民へのこの不便をきたさない、可能な限り不便をきたさない対策はとっていききたいというふうに考えております。

○5番（柳谷昌臣君） 僕としても、今後もですね、いろいろ勉強していきながら、一緒にこの問題に関しましても、このほかの大型事業に関しましても、いろいろ提案等させて、今からもいただきたいと思えます。以上です。

○議長（向野 忍君） これで、柳谷昌臣君の一般質問を終わります。
休憩します。

休憩 午前 11時32分

開議 午後 1時30分

○議長（向野 忍君） 再開します。

町長より柳谷昌臣君の一般質問の答弁について、補足したいとの申し出がありましたので、これを許可します。

○町長（鎌田愛人君） 先ほど柳谷議員への答弁の中で、フェリーかけろまの欠航の町の対応について申し上げましたが、私の言葉が足りずですね、利用者や世界中の方々に誤解を与えてはいけませんので申し上げますが、この、私が申し上げたのは、フェリーかけろま、定期船せとなみが出航直前に故障などして欠航した場合、町として緊急の対応として振り替え輸送として対応するということとありますので、御理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（向野 忍君） 通告5番、中村義隆君に発言を許可します。

○9番議員（中村義隆君） こんにちは。令和2年4回定例会に臨み、一般質問を行います。

その前に、今回、私は6期目の大変厳しい選挙戦でありましたが、議席を与えてもらえましてありがとうございました。この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。また、新型コロナウイルスが蔓延している中、本町でも12月5日以降は確認されていません。一人一人が基礎的予防対策をとってください。

それでは、質問に入ります。今回の質問は、選挙期間中に回って感じたことや、町民からの提言を中心に質問いたします。

初めに、道路行政についてであります。町道網野子節子線で、節子集落の入り口近くの崩壊した斜面は半年が経過しましたが、現在もそのままの状態であります。用地取得状況など伺います。

次に、大島支庁瀬戸内事務所の管轄ではありますが、国道58号線の勝浦から阿木名へのトンネル化の現状を伺います。

次に、林道薩川実久線で、芝集落に向かう途中に大島海峡展望所や夕日の丘など、風光明媚な景観所がありますが、雑草が生い茂っていて、通る観光客のレンタカーなど邪魔になっているように感じました。伐採の計画などないでしょうか、伺います。

次に、教育行政ですが、阿木名小学校にプール施設の設置は考えられないでしょうか、伺います。また、阿木名小学校に学童クラブは設置できないでしょうか、伺います。

次に、部活動であります。小規模校だと個人戦など、単独校では参加できませんが、校区外の学校への部活動に参加はできないでしょうか、伺います。

最後に、防災についてであります。役場からの屋外防災無線では、その日の風向きなどで聞き取れない地域もあるようですが、中心地の春日公園に設置はできないでしょうか、伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人君） この度の町議会議員選挙におきまして御当選されました中村義隆議員に対しまして、心よりお慶びを申し上げます。

それでは、中村義隆議員の一般質問にお答えします。

1点目の道路行政についての6月の梅雨前線豪雨により被災を受けた町道網野子節子線の斜面については、現在も防護柵内に土砂が堆積している状況であり、土砂流出などの防止と通行注意喚起などの看板を設置しながら通行させている状況であります。今回、被災した斜面は民有地であることから、事前に用地調査を行い、地権者の特定を行ったところであります。現在、対策に向け、事業計画を検討中であり、事業実施が決まり次第、現地の測量及び設計を行い、対策工事に必要な用地影響範囲を確認した上で、用地交渉並びに規則の手続きを進めていきたいと考えております。

次に、国道58号勝浦阿木名間の道路整備については、平成27年度に阿木名校区、阿木名、勝浦、網野子集落区長より陳情を受け、大島支庁瀬戸内事務所へ要望書の進達を行っております。鹿児島県から、当該区間についてはトンネルなど多額の事業費を要することが予想されるものの、安心・安全な通行を確保することから、既存事業中箇所を進捗状況を踏まえ、今後、検討してまいりたいと聞いております。国道58号勝浦、阿木名間については、これまでの台風接近時等における高波の越波や斜面崩壊による通行障害が頻繁に発生しており、道路利用者に多大な影響を及ぼしている状況であると認識しており、本町としましても当該区間は地域経済や町民の生活を支える重要な区間であり、トンネル化による道路利用者の安心・安全の確保、アクセス改善による物流の安定化、さらには、各種産業の振興が図られることから、早急に道路整備の実施を求める必要があると考えております。今後も引き続き、鹿児島県と連携しながら、早期に事業実施が図られるよう要望してまいりたいと考えております。

次に、林道整備については、未舗装路線の舗装事業及び維持管理として、既存林道の伐採などを実施していくこととしております。また、近年は生活路線、災害時の迂回路、観光道路として利用されている状況であります。伐採の計画については、生活路線及びスクールバス通学路線を優先として、毎年、その他の路線については、隔年ごとに伐採を実施する計画としております。

2点目の教育行政については、教育長が答弁いたします。

3点目の防災について、屋外防災無線を春日公園に設置できないかとのことですが、防災行政無線の屋外子局は、現在、町内に61か所設置し、うち古仁屋地区に5か所設置しております。しかしながら、一部において屋外子局からの放送が聞こえない世帯が発生している状況であります。このため、放送が聞こえない難聴世帯の解消を図ることを目的に、今年度から防災行政無線戸別受信機の全戸配備に向け、整備事業を進めているところであります。今後、戸別受信機が整備されますと、各世帯において防災情報や行政情報などの受信が可能となるため、現在のところ、屋外子局の増設は考えておりません。

私からは以上です。

[発言する者あり]

○町長（鎌田愛人君） 申し訳ありません。教育問題、私にもありました。

阿木名小学校の学童クラブについてですけれども、放課後児童クラブは授業の終了時や学校の休業日に施設を利用して、児童に適切な遊びや生活の場を与えることにより、その健全な育成を図ることを目的として実施されています。阿木名地区の放課後児童クラブについては、同地区で実施されている放課後子ども教室や古仁屋地区の児童クラブとも連携しながら、居場所づくりの確保ができないか、検討してまいります。以上です。

○教育長（中村洋康君） 中村義隆議員の一般質問にお答えをいたします。

教育行政について。阿木名小中学校のプール施設整備についてであります。プールの必要性については認識し、教育施設整備計画の中で、プール建設を位置付けておりますが、老朽化した学校施設、体育館等の整備もあることから、全体的な教育施設整備計画の中で検討をしております。

次に、小規模中学校の部活動についてであります。校区外の中学校への部活動参加はできないかという質問でございますが、現在、中学校体育連盟の規定では、個人競技において、参加できる種目については単独校での参加となっております。また、団体競技の場合は人数を満たさない学校と満たしている学校の合同チームや、人数を満たさない学校同士での合同チームでの参加が認められております。学校教育の一環として行っている部活動では、校区外での部活動参加は責任の所在や管理上の問題等があるため、行っておりません。以上です。

○9番議員（中村義隆君） 崩壊した節子集落の斜面は、地主が、私の調べではですね、地主が3人いて、その3人のそれぞれの子や孫、また、親族から同意書を得らなければ、この工事は着工できないということをお聞きしましたが、その同意書は、その3人の地主から得られてないでしょうか。

○**財産管理課長（加藤和正君）** 議員がおっしゃるようになりますね、3名ですが、3名のうちの2名は本人が大阪と節子に在住しております。あと1名については、相続人等ですが、それが6名おありまして、現在、工事自体がですね、どのような工事をするかということですので、まず工事等が決まった後ですね、本人等の意向については行くと。戸籍等、その辺りの調査については、既に済んでおりますが、その事業についての同意等については、事業の計画がされた後ですね、本人からの意向調査の上で、さらに、同意を求めるということになっております。

○**9番議員（中村義隆君）** こういう例の話も聞いております。ある地域の崖崩れで、緊急を要するので工事を先に進めて、あとで親族の同意書を取るという条件で工事を進めた。同意書が何人か届いていないので、地主代理への支払いも何年か滞っているというような話も聞きましたが、同意書の催促は、年に何回ぐらいしているのか。また、期限などはないでしょうか、お尋ねいたします。

○**財産管理課長（加藤和正君）** 同意書ですね、期限等々についてはございません。基本的にですね、事業を導入するには、地権者等の同意が必要ですので、以前はですね、そのような形で事前着工というようなこともあったかもしれませんが、基本的に所有者、地権者とですね、同意が得られないことには工事ができないということですので、その、まず特定をして、事業が始まる前にですね、事業計画できた段階で、本人たち、さらに、相続人からの同意を早目にいただくということで、それを各行政については、その確定次第、早急に対応したいということでございます。

○**9番議員（中村義隆君）** この節子の崖崩れはですね、今度、大きな崖崩れがあったら、今、防護ネットで支えているけれども、今度、大きな崖崩れがあったら、もうこれ、倒壊すると思うんですけども、そこに溜まっている土砂でも撤去はできないでしょうか。

○**建設課長（西村強志君）** 溜まっている土砂と、あと背後の法面の対策を同時に行うことを予定してまして、その事業を、今、検討中であります。

○**9番議員（中村義隆君）** 半年も経っていますのでね、あそこ、私も行ったり来たりしていますけれども、もう今度、土砂崩れがあったら、それに巻き込まれないかなど。子供たち、節子からも阿木名小中学校に通学している子供たちもいますのでね、そこに巻き込まれないかなという心配も、本当、しているわけありますので、なるべく早く、そういった工事を着工していただきたいと思っております。

次に、勝浦から阿木名へのトンネルであります、我々議会もことあるごとに国や県への要望はしております。あの海岸線は阿木名小中学校への通学道路にもなっておりますので、波の高いときや風が強いときは、道路まで波が覆いかぶさってきますが、瀬戸内事務所ではその測量とか調査などはやっていないでしょうか。聞いていませんでしょうか。

○**建設課長（西村強志君）** 詳細な測量とかとなりますと、事業の採択が決定次第、測量等は行うと思われま。

○**9番議員（中村義隆君）** 現在、名瀬の根瀬部と大和村の国直の都崎トンネルが完了すれば、次は阿木名かなという思いもしていましたけれども、最近、また、この国道58号線のおがみ山トンネル

が再着工という話も聞いていますけれども、そういう、そのような情報など、課長は聞いていないでしょうか。

○建設課長（西村強志君） 瀬戸内事務所の方からは、国道58号を補完する代替路線として、名瀬瀬戸内線の篠川校区。あと、集落の孤立化を防止する整備として、名瀬瀬戸内線の伊目校区、浦校区、これはトンネル計画です。あと、国道58号の役勝バイパスに着手したということで、その進捗を踏まえて、事業を検討していくということを聞いております。

○9番議員（中村義隆君） 時間がありませんので、次々に行きたいと思います。

次に、林道薩川実久線で、芝に向かう途中で、大島海峡展望所や江仁屋離に沈む夕日の丘など、風光明媚な景観がありますが、私は選挙カーでその林道も走って、山の中で働いている人たちにも呼び掛けしましたら、後ろからレンタカーで観光客が付いてきましたけれども、そういう観光客もですね、ドアを開けて外の空気を吸いながらドライブしたいなという気持ちだろうと思いますが、1回目の答弁では隔年ごとにそこを伐採するとありましたけれども、もう先月のその走ったときには、観光客がレンタカーで、これ、ドアも開けられない。両側からススキが伸びていてですね、ドア開けたら、そのススキの方が入って来るって、そういう感じもしましたけれども、そういう景観、場所では、その伐採をして、隔年じゃなくて、していただきたいなと思いますが。観光客にもいい気持ちで、また、瀬戸内に行きたいという気持ちをさせたいなと思いますが、どうでしょうか。

○建設課長（西村強志君） 林道の伐採につきましては、町長が答弁したとおり、生活路線、あとはスクールバスを毎年してしまして、あと残り限られた予算の中で、隔年度で、ほかの路線を伐採しているところです。薩川実久線につきましては、新年度計画に入っていますので、早々に発注したいと思っております。

○9番議員（中村義隆君） そのようにしていただきたいと思います

次に、阿木名小中学校のプール施設ですが、私も孫が通学しているもので、自衛隊の保護者と話す機会がありまして、そこでのこ提言でありましたけれども。プールの設置、プール、あの25m泳いだら自信がつくと。ほかの面にも、泳ぎ切れたら自信がわいてくるんですよという、その方の子供さんはスイミング、都会でスイミングプールで練習したようですけども、自信がつきますよということと、あと、学童クラブが阿木名にはないですねっていう。あと一つは、附属幼稚園も欲しいですねって、もうたくさん要望いただきましたけれども、その中で、プールと学童クラブの2点を質問しましたけれども。そのプール実習となると、古仁屋小学校に行くと、時間もかかるし経費もかかるし、回数も少なくなってくるとなると、どうしてもね、練習不足になると思いますが、検討の余地などはないでしょうか。

○教育委員会総務課長（長 順一君） お答えします。教育長が申したとおり、繰り返しになりますが、プールの必要性についてはしっかり受け止めておりますが、なんせ、瀬戸内町には現在、12校学校がありまして、この学校についても、学校施設、教室ないし体育館の老朽化が著しい部分がた

くさんあります。まずは、この、現状ある施設から整備していこうというのが思いであります、プールについても、今後において検討していかなければならないことだとは認識しております。

○9番議員（中村義隆君） あと、午前中の同僚議員からの質問もありましたけれども、阿木名の子ども教室、放課後子ども教室と学童クラブの違いは、どんな違いがあるのでしょうか。

○社会教育課長（泉 重行君） 教育委員会で管轄しております放課後子ども教室、午前中の確かに元井議員の御質問に、町長の、教育長の方から答えたとおりですね。子ども教室につきましてはですね、放課後の子供たちの居場所、それから、地域との交流ということで、学童は、今、町長部局の町民生活課で管轄してます、厚生労働省の事業ということで。放課後子ども教室については、文部科学省がやっているということで。皆さん同じものだというふうに、かなり考えていらっしゃる方もいらっしゃるんですけども、やはりもともとのその出だしが違うということで、現在はその阿木名地区については、こちらの放課後子ども教室を開設しているんですが、必要性等があって、学校、それから保護者、そして町と、必要性がある場合はそういったことで検討ができるかとは思いますが、今現状では、放課後子ども教室の拡大等で対応できるんじゃないかというふうに考えております。

○町民生活課長（徳田義孝君） 町民生活課で学童、児童クラブの方を担当しておりますが、どちらもその放課後健全育成事業ということで、子供たちの放課後の居場所づくりというところなんです、大きな違いとしましては、子ども教室の方は、どちらかという、その教育的な要素が強くて、地域の方との交流であるとか、学習活動であるとか。それで、週も、週に2回程度ですかね。古仁屋の場合は、毎日されていると思いますが、という、そこで教育委員会の方が所管しております。児童クラブの方は、年に300日近く、ほぼ毎日ですね、月曜から土曜まで開設してまして、保育所の卒業した子供たちとか、幼稚園卒業した子供たちのその居場所づくりということで、生活の場。保育所に近い、幼稚園に近いような形のケアをするということになっておりますので、大きくはそこで所管も違ってきていますし、ということであります。子供の居場所づくりということでは、放課後子供プランということで、子ども教室と児童クラブが連携して居場所を確保するようにということでもあります。

○9番議員（中村義隆君） 阿木名の、その放課後子ども教室ですが、週に2回やっているといことで、2回じゃ少ないんじゃないか、5日ぐらいやってもらいたいなということで、古仁屋小学校に転校させたという話も伺っておりますけれども。その阿木名小学校で5回ぐらい、その放課後子ども教室はできないでしょうか。

○社会教育課長（泉 重行君） 一部、そういった話も承っているんですが、3か月ほど前に、全保護者、小学校のですね、アンケートを採った結果ですね、その中身を精査したところですね、そこまですべて必要性があるように、教育委員会の方では受け止めておりませんので、現状の阿木名についてはですね、火曜、金曜という2日間なんですけれども、それで当面は運営したいなというふうに考えております。もし、今後ですね、大多数の方が毎日やってくださいということがあれば、予

算のこともあるんですけども、なるべくそういう要望には応えていけるように検討はしていきたいというふうに思っています。

○9番議員（中村義隆君） 以上です。

○議長（向野 忍君） これで、中村義隆君の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午後 2時00分

開議 午後 2時05分

○議長（向野 忍君） 再開します。

通告6番、泰山祐一君に発言を許可します。

○1番（泰山祐一君） 皆様、こんにちは。一般質問をする前に、まず一言御挨拶をさせていただきます。令和初、そして、私自身初めての町会議員選挙に多くの町民の皆様より御支援を承ることができました。誠にありがとうございます。本心をお伝えしますと、私の今は亡き祖父、祖母、そして、叔父、叔母、本当にこの姿を見せたかった、そんな思いがございます。今の私は応援して下さる人たちの力だけではなく、脈々と受け継がれている先祖たちがいたからこそ、今、私はこの場に立たせていただいております。本当に感謝の気持ちでいっぱいです。この大きな責任を、私の大きなエネルギーに変えて、この4年間、一生懸命頑張っております。初めての選挙に出馬するに当たり、とても勇気が必要でした。立候補することで失ったこともございます。しかし、それ以上に、私自身、また一つ人として成長させていただくことができました。そして、これからの4年間は子供たちの教育の変化、そして、世界自然遺産の検討、時代の変わり目と感じております。今、誰かがやらなければならない。今という時間は当たり前ではございません。今、先輩方が地域で元気なお姿でいるうちに、そして、この新たな令和の時代に若い世代が地域の先輩方に支えてもらう時代から、今度は私ども若い世代が先輩を支えていく、そんな姿勢でこのまちづくりをしていきたいと考えております。一人ではできないことも多いかもしれません。しかし、2人だったらできるかもしれない。2人でできなければ、より多くの方と力を合わせてやっていく。そんな、みんなで瀬戸内町という考えの下、今後、一緒に皆様とまちづくりを行わせていただければ幸いです。どうぞ皆様、よろしく願いいたします。

では、コロナ対策として30分に短縮した一般質問となりますが、できるだけ簡略な御答弁にも御協力の方をお願いいたします。人生で初めての一般質問、失礼いたします。どうぞよろしく願いします。

まず、支え合いクーポンの効果検証の、ついてです。今年度、新型コロナ支援対策として行った支え合いクーポン企画の業種ごとの商品券利用額についての結果を伺わせてください。

次に、商店街事業者への支援についてです。今後、町内の商店街の飲食店事業者などの支援について伺わせていただきたいと思っております。こちらの方、先日、支援金の方も決まりましたが、

これから先、コロナで、なかなか長い戦いとなるかもしれません。その中で、役場職員の皆様が一町民として支援できる取組について、案を伺わせてください。

続きまして、観光事業者支援についてです。こちらも同様に、役場職員の皆様に町内の観光体験や宿泊を申し込んでいただく啓蒙活動などが行えないかということについて、伺わせてください。

続きまして、各地域ごとの中・長期振興計画の策定のお考えについて、伺わせていただきたいと思います。現在、瀬戸内町には令和元年より10年間の長期振興計画がございます。しかし、その中身は地域ごとの戦略がなかなか希薄となってきたというふうに感じます。私自身、地域おこし協力隊として働いている中で、地域ごとで話し合う場を、住民では、住民だけではなく、役場職員も、そして、議員も一緒となり考える場が必要と感じております。それを踏まえて、御質問です。町内の西方、東方、山郷、加計呂麻島、請島、与路島などの中・長期振興計画の地域ごとの策定の可能性について、伺わせてください。

そして、あまみせとうち地域公社についてです。こちらの経営状況、取組内容について伺いたいと思っております。

まず、瀬戸内町からの、こちら、委託金額ですね、を伺わせてください。また、内訳についても、簡略で構いませんので伺わせてください。

次に、地域公社の職員の体制、そして、役職について伺わせてください。

また次に、地域公社の2020年度11月までの、今期の売上、利益、経費について伺わせてください。

先ほどお話もありましたが、地域公社の瀬相集落でのきび酢村ですかね、工場開発についての進捗も伺わせていただきたいと思います。

まず、事業計画に関して、売上目標、従業員数などについて伺わせてください。

また、現在の土地購入の、現段階の購入額について伺わせてください。

また、何年後にこの工場の開業予定なのかについても、目標があれば伺わせてください。

最後に、地域住民や地元事業者への説明をした上で、この土地の買収契約を行っているのかについて、確認をさせていただきます。

最後の質問になります。緊急救急艇についてです。加計呂麻島、請島、与路島に向け、緊急救急艇の利用方法について伺いたいと思います。こちらはコロナ禍でとても大切な課題と感じております。

へき地診療所としては、どのような患者であれば、緊急救急艇の搬送依頼をしてくれるのかというような基準があれば、伺わせてください。また、万が一に離島に配属されているへき地診療所の看護婦の判断で、緊急救急艇の搬送依頼をしてくれるのかどうか、そういったところの基準に関しても伺わせてください。

以上となります。

○町長（鎌田愛人君） この度の町議会議員選挙におきまして当選されました泰山祐一議員に対し、

心よりお慶びを申し上げます。

それでは、泰山祐一議員の一般質問にお答えします。

1点目の支え合いクーポン券の効果検証についてであります。業種ごとのクーポン券利用額についての統計につきましては、11月30日現在で、スーパーが1,990万2,500円46.9%。飲食店482万円11.3%、小売商店等1,070万9,000円25.2%、石油ガス販売407万5,000円9.66%、資材補修等233万2,500円5.5%、その他63万3,500円1.5%となっております。

2点目の商店街事業者への支援について、町内の商店街、飲食店事業者へ、役場職員が一町民として支援できる取組案につきましては、庁舎内グループウェアを活用し、全職員に対し、可能な範囲内での町内での消費、飲食店の利用を促しております。

3点目の観光事業者支援についての、役場職員への啓蒙活動につきましては、全職員への周知などについては、この事業に限らず、庁舎内グループウェアを利用して、全課において行っています。

4点目の町内の西方、東方、山郷、加計呂麻島、請島、与路島の中・長期振興計画の策定の可能性についてであります。本町は10年ごとに瀬戸内町長期振興計画を策定し、5年ごとに見直し作業を行っております。また、各集落のいろいろな要望書を随時受け付け、対処し、規模の大きな事業は奄振など、各補助事業計画に計上し実施しているところであります。今後においては、5年に1度の瀬戸内町長期振興計画の見直し時に、各地区の要望を、要望の取りまとめを行いつつ、各エリアの振興策を考え、向こう5年の計画に反映させていく形をとりたいと考えておりますので、現段階において、地域ごとの中・長期振興計画を策定することは考えておりません。

5点目のあまみせとうち地域公社についてであります。瀬戸内町からの委託金内訳については、ふるさと納税業務委託料、1,192万9,000円。加計呂麻のいっちゃんむん市場業務委託は917万8,000円。合計、2,110万7,000円となっております。内訳については、給料、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費となっております。

次に、現在の地域公社の職員の体制、役職については、職員6名、アルバイト2名体制で、役職は事務局長、係長、職員4名です。

次に、あまみせとうち地域公社の2020年11月までの売上、利益、経費については、あまみせとうち地域公社の売上利益はありませんが、加計呂麻のいっちゃんむん市場の11月までの売上は1,548万6,425円で、町への歳入は340万9,651円となっております。

次に、あまみせとうち地域公社が進行している瀬相集落の工場開発についてであります。事業計画については、売上目標は1億5,000万。従業員数は8名を予定しています。

次に、現在の土地購入の進捗率と、現段階の購入額については、進捗率53筆中33筆で62.3%です。現段階の購入額は380万8,300円です。53筆中18筆については、使用賃貸借契約を締結しております。使用賃貸借契約及び土地購入した土地は51筆で、進捗率96.99%であります。

次に、開業予定については、3年後に稼働できればと考えております。

次に、地域住民や地元事業者への説明した上で、土地の買収契約を行っているのかについては、地域住民や地元事業者、土地所有者及び相続関係者へ説明を行っております。

6点目の緊急救急艇についての、加計呂麻島、請島、与路島向けの緊急救急艇の利用方法についてであります。へき地診療所がかかりつけ医となっている患者から搬送依頼があった場合には、現地看護師の報告内容と身体状況、所見などを総合的に勘案して、医師が判断します。

次に、看護師に限らず、誰もが万が一の場合は救急、119に電話していくことが重要であり、症状によっては救急とかかりつけ医が協議して、搬送方法等を決定しております。以上です。

○1番(泰山祐一君) 今の御答弁を聞かせていただきまして、こちらに倣って御質問をさせていただきます。

まず、支え合いクーポンの件についてです。こちらの利用額等々の統計に関しましては、非常にこういうふうになっているんだなというふうに、私自身も勉強になりました。こちらなんですけれども、これから先、いろいろな取組の事業、これからもやっていきますし、これからまた新しい企画なども出てくると思います。こういった取組に関して、是非、できればですが、広報誌やホームページの方でも積極的にこの統計というものを、是非、公開していただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○商工観光課長(町田孝明君) その件につきましては、統計的なものですので、できるかと思っています、はい。

○1番(泰山祐一君) 了解しました。

続きまして、商店街事業者への支援についてと、観光事業者支援について、まとめてお話をさせていただきます。こちら、グループウェアの方で活用して、文章の方を全職員に広報の方をしていただいているということで、大変嬉しいお話だなと言うふうに感じております。ちなみになんですけれども、分かる範囲でよろしいんですが、教えられる範囲で構わないですが、どのような文章を公報していらっしゃるのでしょうか。

○商工観光課長(町田孝明君) 商店街等の利用につきましては、消費につきましては、普段から口頭で言うこともありますし、商店街をなるべく利用していただきたいような文章もごございます。今回、観光体験、宿泊に関しましては、事業がありました関係で、募集にかけるそのパンフレットをそのまま流してあります。今のところ、結構庁内の方の募集に応じてくれた方が多いという結果になっております。

○1番(泰山祐一君) 了解いたしました。やはり役場職員の皆様にも、町内の事業者様、助けていただくと、非常に感謝の気持ちも湧いてくると思いますし、お互いいい関係になると思いますので、是非、お互い助け合うというような気持ちで御協力いただけたら幸いです。

○町長(鎌田愛人君) この商店街、飲食店事業への役場職員への啓蒙活動につきましてはですね、毎月、役場朝礼しているんですけれども、朝礼においても、以前、飲食店が休業している場合、ときはですね、テイクアウトっていうのがありましたが、それについて、私もそのときはいつもの愛

妻弁当からテイクアウトに変えてやりました。そして、職員の皆様方にも、そういう協力を呼び掛けておりますので、今後ともですね、そういう役場職員が常に町内の事業所のことに心寄せてですね、やっていきたいというふうに考えております。

○商工観光課長（町田孝明君） 商店街、あるいは飲食店の利用についてなんですけれども、私自身の体験というか、経験というかで考えたら、私たちがいろんな打ち上げであるとか、その仕事に踏ん切りがついたときにみんなで行くとか、そういうとき、よく1軒ではすまないで2軒、3軒というふうに回りますけれども、その回る店、回る店で、必ず役場の人と出会うことがほとんどなので、経験としては、役場の人は皆さん、それぞれで考えて、それぞれの店に行っているんじゃないかなと思っております。

○1番（泰山祐一君） 非常にこういった行動ですか、取組というものが透明化されると、事業者様も本当にお喜びになられるかなと思って質問させていただきました。

続きまして、各地域ごとの中・長期計画の策定です。現段階では地域ごとの中・長期振興計画に関しては策定することは考えていないという御答弁でございました。こちらの方で、私の一案でございますけれども、例えばですけれども、私自身も地域おこし協力隊として活動してまいりました。やはり、各地域にですね、地域おこし協力隊を配置するというようなこと取組ですとか、もしくは各集落ごとの担当役場職員という制度もあるかと思えます。こちらの役場職員の方々、そして、私ども議員ですね、是非、今後ですね、こういった話し合いの場を定期的に設けさせていただいて。今であれば、ちょっとコロナの関係でなかなか集まりにくいということもあると思うんですけども、それであれば、今、オンラインですとか、リモートワークというようなところもありますので、そういった環境整備も、逆にですね、このコロナの中ですので、今のうちにこうしていきながら、各集落の方たちにも使い慣れていただく、そういったことは御検討いただけないでしょうか。

○企画課長（登島敏文君） その話し合いの場ということですね。

○1番（泰山祐一君） はい。

○企画課長（登島敏文君） それはまた、要望によってですね、できるだけお答えできるように努めたいと思っております。

○1番（泰山祐一君） 是非、この場を設けるということが、今、非常に大事だと思います。先ほども私が最初の御挨拶でさせていただきましたが、やはり、今、やらないと、元気である方々もどうなるのか分からないという事情がございますので、是非、この辺も皆さんでやっていけたらというふうに思っております。

続きまして、地域公社に関してお話を伺わせていただきたいと思います。こちらの、先ほどですね、まず、いっちゃむん市場の11月までの売上に関して、歳入に関しても分かりました。ちなみに、歳出に関してお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○農林課長（川畑金徳君） 歳出につきましては、委託料として公社の方に出しております。

○1番(泰山祐一君) となりますと、今、赤字ということですね、はい、分かりました。是非、こちらの方、コロナ禍で大変な時期だとは思いますが、是非、経営の部分もですね、見直していただきながらやって、運営の方を、是非、今回、民間委託、せっかくの機会でございますので、やっていっていただきたいなというふうに思います。

あと、瀬相集落のきび酢工場の開発に関してです。こちら、事業計画の中の従業員数8名ですね。こちらの人件費に関して伺わせてください。

○農林課長(川畑金徳君) 人件費についてはですね、今後、また、検討していきたいと考えております。

○1番(泰山祐一君) そうしますと、今、事業計画というものが正式にないということよろしいでしょうか。

○農林課長(川畑金徳君) 来年度ですね、実施、基本計画等を作成し、今後、実施計画に向けて検討していきたいと考えております。

○1番(泰山祐一君) 了解しました。そうなりますと、今、土地の買収契約ですとか、賃貸ですかね、契約をされているというふうな答弁ございましたが、こちらの方は事業計画がないままやられているという認識でよろしいでしょうか。

○農林課長(川畑金徳君) 事業計画につきましては、製糖工場とかきび酢の原酢工場を建てる計画で、土地の売買等、賃貸借の契約等を行っております。

○1番(泰山祐一君) 厳しく申し上げますと、民間であれば絶対にあり得ないです。ここをまず理解していただいて、しっかりと事業計画を立てた上で、土地の買収だったり契約というものを進めていくのが、本来の民間事業です。今回、役場の方でやっているわけではなく、地域公社という第3セクターを設けた、そういった意識で、是非、今後、取り組んでいただきたいと思っております。

また、こちらの確認ですが、地域住民や地元事業者、土地所有者及び相続関係者への説明を行っておりますとなっておりますが、こちら、いつ行って、誰に対して行ったのか。この地域住民に関しての確認をさせていただきます。

○農林課長(川畑金徳君) 瀬相公民館において、平成の29年の終わり頃だったと思うんですけども、明日の加計呂麻プロジェクトという集まりありまして、その中で、何名か集まって説明をしております。

○1番(泰山祐一君) 了解しました。なかなかですね、私も加計呂麻の方に渡りますと、この地域公社の工場計画の話を知らない方が多いので、是非、ちょっとその辺の広報活動に関しても力を入れていただけたら、皆さん、安心するのではないかと思います。また、非常に大事なのが、あと、地元事業者ですね。特に製糖工場やられている事業者様の方への説明はどうなっていますでしょうか。

○農林課長(川畑金徳君) 製糖工場主さんに関してはですね、去年の5月、今年の5月ですかね、5工場、集めまして、一応、そういうきび酢の原料とかなかなかないもんですから、そういう中で説

明をしております。

○1番(泰山祐一君) 製糖工場の事業者様も、私が先月、11月の時点で聞いた限りですと、聞いていないという事業者様もありました。それは、説明会の中で来られてなかったのかもしれないですけども、是非、ちょっとそういったところへの気配りというところも、気を遣っていただけると、事業者様の方も、しっかりとみんなでこうやっぱりやっていくというのが非常に大事だと思いますので、是非お願いいたします。

最後の緊急救急艇に関しての御質問になります。まず、こちら、医師が判断をするということですが、例えば看護師が何か救急ではないかというような患者様が出てきたときに、救急艇を呼びたいとお話をして、それで、実際のところお医者様が、いやまだいいよというようなことがあった場合ですけども、責任の所在というものは、もし万が一何かあった場合には、看護師様の方が非常に多分心配をされると思うんですね。そういったところへの配慮というところを、今後、考えていく必要が、このコロナ禍もありますので、非常に大事だと思うので、是非、ちょっとこちらの方の御意見を伺わせてください。

○保健福祉課長(真地浩明君) おっしゃるとおりですね、現地の方で1人で奮闘されている看護師さん、そのお気持ちをですね、考えますと、やはりこちら側のスタッフ含めてですね、きちっとしたフォローとサポートが、今後はますます必要かと思っております。以上です。

○1番(泰山祐一君) 以前ですね、あったケースで、病になられた方がいらっしゃったということがございました。その際に、こちら、電話をかけて、お医者様の方にどのようにしたらよいかということまで話を伺ったんですけども、実際のところ、翌日まで待てばいいというようなお話がございました。その話を聞きまして、やはり看護師さんとしてみれば、今、ここにいる自分しか診ていない、どのようにしたらよいか、やはり救急艇を呼ぶ必要があるというような、多分、お気持ちで、すごい気持ちが苦しかったと思うんですね。その件をどうにかしたいということで、実際に橋渡し船で、貸切船で船を出して、1万5,000円を出して、実際に古仁屋まで来たというようなケースがございました。是非、今後、この1件に限らずあり得る話でございますので、また、先ほど繰り返しになりますが、このコロナ禍ですので、もし万が一何かあったときの対策、マニュアルですね、そういったものも想定しながら、御検討いただけたらと思うんですけども、そういったマニュアルなども御検討、これから、いただけないでしょうか。

○保健福祉課長(真地浩明君) まずはですね、病気になられた場合、苦しい状態があった場合ですね、まずは119を皆さん、全てですね、電話していただきたいと。その上におきまして、消防本部の方とですね、また、各かかりつけ医含めてですね、いろんな協議の中でですね、やはり患者さんが厳しいというのであればですね、その中の思いを汲み取ってですね、きちっと搬送する。そういう仕組みが119でございますので、私としましては、今回、そのようなケースが出たという中でですね、やはり今後においても、その看護師と医師、また、救急、そういった部分のですね、協議と連携が必要だと考えております。その上で、月1回のベースでですね、医会連という形でですね、

医療と救急等含めて、いろんな形の協議もしております。その中で、救急のあり方等についてもですね、医師と救急隊員、また、私どもの看護師等を含めてですね、いろんな場で協議しておりますので、その中におきましても、このケースをきちっと議題としてあげてですね、今後の対応を適切に進めていきたいと思っております。

○1番（泰山祐一君） 現場のそういった御意見を受け止めていただいて、非常に看護師さんも安心するんじゃないかなと思いますので、是非、今後ですね、これから、これ以外のことでも、いろんな現場しか分からないようなお話なども出てくると思いますので、定期的に情報交換などしながら、対策などに取り組んでいただければ、私もうれしい限りです。

では、以上とさせていただきます。

○議長（向野 忍君） これで、泰山祐一君の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午後 2時35分

開議 午後 2時55分

○議長（向野 忍君） 再開します。

通告7番、福田鶴代君に発言を許可します。

○2番議員（福田鶴代君） こんにちは。この度初当選しました、福田鶴代です。まずはコロナに感染された方々にお見舞い申し上げます。また、コロナ感染者にかかわっていただいている医療機関関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

さて、突然現れた私、福田鶴代は、加計呂麻の野見山に生まれ、秋徳小中学校を卒業し、古仁屋高校を出て、関西保育専門学校で保育士資格を取り、関西で7年間勤務しました。結婚を機に加計呂麻島秋徳に帰ってきました。加計呂麻島では、へき地保育所に勤務でき、そこで3人の子を授かり、幸せに暮らしていましたが、子供たちが少ないので、子供たちはクラスメイトの多い学校で子育てをしたいと思い、古仁屋の方へ引っ越してきました。古仁屋に小・中・高とPTA活動をしながら子育てをし、20年前にはへき地保育所が8か所ほどありましたので、町内のへき地保育所の代替をしながら子育てをしました。また、その頃、古仁屋小学校、学童保育や放課後子ども教室などにも関わり、町内の子どもにかかわる施設にはほぼかかわってきました。子供たちが高校へ通うようになり、大島保養院、瀬戸内町徳洲会の院内保育所で勤務するようになりました。2年前より町立高丘保育所からも声を掛けられ、アルバイトに月2・3回入るようになりました。そこで、この町立高丘保育所について、疑問が、たくさんの疑問が生まれてきました。今回、私が議員になりたい、町政に伝えていきたいと強く思い、立候補したのは、高丘保育所について、皆さんに知っていただきたいのも強くあります。皆様のおかげ、力を借りて、ここに立つことができ、本当にありがとうございます。これからも御支援、御鞭撻、よろしく申し上げます。

さっそく、一般質問に移らせていただきます。

1, 子ども子育て支援事業について。

(1) 子ども子育て支援事業計画の理念について伺いたい。

2, 高丘保育所について。

(1) 高丘保育所について伺いたい。

①高丘保育所の建設年度, 建設費を伺いたい。

②エアコンの設置年度, 設置費を伺いたい。

③高丘保育所の過去3年間の維持管理費を伺いたい。

④現在の高丘保育所の設備環境は適切なのか, 伺いたい。

⑤新しく高丘保育所を建設するお考えがあるかどうか伺いたい。

(2) 高丘保育所の保育士について伺いたい。

①働いている保育士の年齢構造を伺いたい。

②保育士は何人いるか, 正職と会計年度任用職員のことについて伺いたい。

③保育士の平均月収, 報酬を正職と会計年度任用職員について伺いたい。

④保育士の数は適正なのか, 伺いたい。

⑤現在, 保育士を募集されているが, 11月時点で何名の募集が来ているか, 伺いたい。

3, フェリーかけろまについて。

(1) 加計呂麻, フェリーかけろまの利用について伺いたい。

①2019年度の利用者数, 2020年度4月から11月時点までの年度比を伺いたい。

②2019年度, 2020年4月から11月時点までの島内割引料金チケット購入者数を伺いたい。

③2019年度と2020年4月から11月時点までの島外料金チケット購入者を伺いたい。

4, 町営定期船せとなみについて。

(1) 町営定期船せとなみの利用について伺いたい。

①2019年度の利用者数, 2020年度4月から11月時点までの前年比を伺いたい。

②2019年度と2020年度4月から11月時点までの島内割引料金チケット購入者数を伺いたい。

③2019年度と2020年4月から11月時点までの島外料金チケット購入者数を伺いたい。

(2) 町営定期船せとなみの航路について伺いたい。

①航路は国土交通省によって決まっているのかを伺いたい。

(3) 現在, 新しい町営定期船せとなみの検討について伺いたい。

①地域住民からどのような要望があがっているかを伺いたい。

②その要望は新しい町営定期船せとなみに反映されそうなのかを伺いたい。

以上です。

○町長(鎌田愛人君) この度の町議会議員選挙におきまして御当選されました福田鶴代議員に対し, 心よりお慶びを申し上げます。

それでは, 福田鶴代議員の一般質問にお答えします。

1点目の子ども子育て支援事業計画の理念についてであります。本町では平成27年3月に豊かで美しい誇れるふるさと瀬戸内を基本理念とした、瀬戸内町子ども子育て支援事業計画を策定、様々な子育て支援策を推進してきました。また、昨年度には妊娠期、乳幼児期から概ね18歳までの切れ目のない支援施策や方向性を示し、総合的かつ計画的に推進するために、第2期瀬戸内町子ども子育て支援事業計画を策定し、子育て支援事業に取り組んでいます。

2点目の高丘保育所についてであります。保育所の建設については、昭和41年に平屋棟を470万円、昭和57年に2階建棟を7,720万円で整備しています。

次に、エアコンの設置については、平成10年度から随時整備し、現在、12台設置しています。

次に、維持管理費については、平成29年度8,217万6,000円、平成30年度8,728万9,000円、令和元年度7,922万円となっています。

次に、環境設備については、園内の各所に補修が必要な個所があり、予算の範囲内で補修を進めています。昨年度は平屋棟の屋根の補修により、雨漏りは改善されましたが、その他の個所についても年次的に補修を行い、保育環境の改善に努めてまいります。

次に、施設の建替えについては、2棟とも老朽化しており、保育環境整備のためにも建替えの時期を迎えています。周辺土地の有効活用や子育て支援拠点施設としての機能のあり方を考慮し、他の大型プロジェクトに係る事業計画との調整を図りながら検討を進めていきたいと考えています。

次に、保育士についてであります。保育士の年齢構成は20歳代が2名、30歳代が2名、40歳代が5名、50歳代が4名、60歳代が1名となっています。

次に、保育士14名のうち、正職員が5名、会計年度任用職員が9名となっています。

次に、報酬については、正規職員の平均が月額25万240円。会計年度任用職員の平均が月額18万333円となっています。

次に、保育士の数については、現在、育休中の正規職員が2名いるため、所長、主任がクラス担当を持ち、会計年度任用職員の採用などにより対応していますが、支援を必要とする園児への保育提供などを考えると、育休中の2名が復職した時点でも、現状の保育士を維持していくのが適切だと考えております。

次に、保育士の募集については、有資格者の常勤の保育士として応募はありませんが、代替保育士としての短時間勤務の増員を2名行いました。今後も広報誌やホームページ、職安などで募集を行います。

3点目のフェリーかけろまについてであります。フェリーかけろまの利用状況は、旅客につきましては、令和元年度4月から11月の間は、子供は0.5人でカウントして10万5,066人、令和2年度が、同じく4月から11月が8万1,252人、前年度同月比77.33%となり、2万3,816人の減となっています。自動車につきましては、令和元年度4月から11月が1万3,584台、令和2年度が1万103台、前年度同月比74.37%となり、3,481台の減となっています。

次に、島内割引料金チケット購入者は令和元年度4月から11月においては、子供は0.5人でカウントした上で、2万7,143.5人。令和2年度が2万2,705人。前年度同月比83.65%となり、4,439人の減となっています。

次に、島外料金チケット購入者は、令和元年度4月から11月、子供は0.5人でカウントした上で、6万6,728人、令和2年度が5万401.5人、前年度同月比75.53%となり、1万6,327人の減となっています。

4点目の町営定期船せとなみについてであります。せとなみの利用状況については、令和元年度4月から11月において、これも子供を0.5人でカウントした中で4,145人、令和2年度が3,846人、前年度同月比92.79%となり、299人の減となっています。島内割引料金チケット購入者、島外料金チケット購入者数については、区分がありませんので、チケット購入者は先ほどの数字のとおりであります。

次に、せとなみの航路につきましては、現在の航路は国への申請によって決まっています。

次に、新しい町営定期船せとなみについては、地域住民からの要望として、3人の区長からは、現在の航路を望んでいる旨、要望がありました。その他、割引制度についても要望があります。その要望が反映されるかについては、これからの協議事項となります。以上です。

○2番議員（福田鶴代君） 分かりました。ありがとうございます。質問です。

○議長（向野 忍君） 福田君、議長と手を挙げてください。

○2番議員（福田鶴代君） はい。分かりました。高丘保育所についてお聞きしたいと思います。高丘保育所のエアコン設置、これをしていただいているんですが、現在、故障しているのが1部屋。あと、効きの悪い部屋が1部屋あると聞いています。この夏、お手伝いに行ったときに、熱中症と騒がれている中、子供たち、大変、先生たちも大変苦勞されながら保育しているのを見て、大変だなと思いました。それで、すぐに買い替えはならないのかと聞くと、やっぱり予算の都合ということで、なかなかまだ設置されていません。これについて、どう思いますか、お聞きします。すみません。

○町民生活課長（徳田義孝君） 高丘保育所のエアコンのことでありますけれども、先ほど町長の方からも述べられましたけれども、維持管理費の中の大部分は人件費等ではありますが、そのうちの維持修繕費等が数10万程度ございます。その中で、年次的に修繕が必要な箇所については、予算を見ながら割り振りをしてしておりますが、来年度、今、おっしゃられたようなその状況をですね、確認しまして、その範囲でできるのがあれば、そこからまずは対応していきたいと思っています。また、大きなその整備等については、正式に予算を計上して要求していけたらと考えております。

○2番議員（福田鶴代君） はい、早急の対応、よろしく願います。

次に、建替えの、新しく高丘保育所を建設するお考えは、少しあるってことです。について、前向きに検討して行ってほしいと思います。どうぞよろしく願います。

次に、高丘保育所の保育士についてですが、報酬の方は4月より、少し皆さん上がって喜んで

は、頑張っているんですけども、やはり人数の分で適正、今、産休に入っている先生が2名いるってということで、町長もおっしゃったように、主任と所長が担任を持っている状況です。この状況で、主任、所長の仕事で所長が抜けると、どうしても子供たちはそこで保育が見られ、なかなかうまくいった保育ができていません。それに、主任さんもお仕事を、自分の仕事をするために、1人で担任を持っているため、昼寝に、昼寝中に主任の仕事をするため、ほかのクラスから保育士を呼んで、その部屋を見てもらって保育しているっていう状況にあります。それに、先生たちの週休を確保しようと思ったら、やっぱり、今、皆さんパートタイムとアルバイト等していると、扶養内での仕事なので、時間に限りがあり、なかなか先生たちの確保が難しい状況です。私もそれで呼び、頼まれて入っていた状況なので、今、もっと厳しい状況にあると思います。それに、先生が確保されないと、子供たち、待機待ち児童も、また、増えると思いますので、是非、保育士の確保をよろしくをお願いします。今、町内で保育士の資格を持っている方は、ほぼほかの職場で仕事をしています。高丘保育所を勧めるのですが、なかなか働こうとはしません。その保育所よりも労働内容が大変、ほかの保育所よりも労働内容が大変そうです。時間も定時で帰れないという話をよく聞きます。ここの改善をよろしくをお願いします。

○町民生活課長（徳田義孝君） 議員がおっしゃられるように、その所長さんとか主任の先生がその担任を持たれるってというのは、本当に心苦しいところで、今、育休に入っている方が2名ほどいらっしゃいますけれども、その方々が帰って来られて、本来、その主任さんが全体を見るとか、所長さんが全体の管理運営に携わる。そういうところに専念できるようにするのが、まずは最低必要だと思っておりますし、また、その報酬等についても、期末手当等もですね、今後は会計年度任用職員の方も来年、さらに上がっていく。その職員と同等まで出るというふうに、待遇改善もなされていく予定となっております。代替等の職員等につきましてもですね、他の職員の方々の負担にならないように、休暇等は十分取れるような形で、現在、8人ほどいらっしゃると思いますが、さらに充実図っていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

○2番議員（福田鶴代君） あと、保育士募集なんですけれども、やっぱりこの町内では難しいので、今、広報せとうち、ホームページなどで募集していますが、なかなか来ていないということです。それ、ホームページなど、随時、まだ足りて、募集中っていうのをちゃんと記していると、やっぱり島外からも島に帰りたいたって、計画が立てられて、募集が来るとしますので、その募集方法をよろしくお願いします。

次に、フェリーかけろまについて、かけろまフェリーについてですが、やはりコロナ禍と悪天候の中、客足は減っているというのは十分承知しております。もう午前中の答弁で、やはりフェリーが、天候、悪天候のときにフェリーを出すっていうのは絶対難しいし、そのフェリーを買い替えるなんて、とても大きな話だと思いますので、無理なので、その、やはり欠航したときの対応策を、もう今から、新しい交通課というのもできたので、そこで皆さんで考えていってもらったら嬉しいです。すいません。以上です。

○議長（向野 忍君） これで、福田鶴代君の一般質問を終わります。
休憩します。

休憩 午後 3時19分

開議 午後 3時21分

○議長（向野 忍君） 再開します。

△ 日程第2 議案第143号 監査委員の選任について

○議長（向野 忍君） 日程第2、議案第143号、監査委員の選任についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人君） 議案第143号、監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。
本議案は、監査委員の選任についての議案であります。

地方自治法第196条第1項の規定により、議会議員の中から、岡田弘通氏を選任したいと思います。

御審議の上、同意くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍君） これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 討論なしと認めます。
これから、議案第143号を採決します。
採決は起立によって行います。
本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍君） 起立多数であります。

よって、議案第143号、監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

△ 日程第3 議員派遣の件

○議長（向野 忍君） 日程第3、議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

△ 閉会中の継続審査、調査申し出の件

○議長（向野 忍君） これから、閉会中の継続審査、調査申し出の件を議題とします。

お諮りします。

日程第4の1件は、文教厚生常任委員長から、日程第5の1件は、議会運営委員長から、目下、各委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査、調査の申し出がありましたので、そのように決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍君） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

休憩します。

休憩 午後 3時19分

開議 午後 3時21分

○議長（向野 忍君） 再開します。

これで、今期定例会に提出されました議案等は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和2年第4回瀬戸内町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 3時24分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

瀬戸内町議会議長 向 野 忍

瀬戸内町議会議員 泰 山 裕 一

瀬戸内町議会議員 福 田 鶴 代